

政策資料

No.213 《復刊108号》
1984年6月1日

巻頭言 浜本万三1

特 集

- 専売改革法案の審議にあたっての基本方針2
- 臨時教育審議会設置法案に対する衆議院本会議質問21
- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための関係法律案（仮称）要綱（案）と問題点25

資 料

- 地方税法等の一部を改正する法律案に対する修正案の提案理由説明及び修正案要綱35
- 地方債運営に関する申し入れ36
- 日米農産物交渉妥結に関する申し入れ37
- 中曾根首相の靖国神社春季例大祭参拝の中止を求める申し入れ38
- 「日本原子力船研究開発事業団の解散に関する法律案」の提案にあたって、法案要綱及び法律案39
- 外国人登録法の一部を改正する法律案 提案趣旨説明、修正案要綱及び法律案42

日本社会党政策審議会



卷頭言



参議院での身障者福祉法の審議を終えて

浜本万三

政策審議會副會長

和五七年三月)にみられるよう、
「人間的権利の回復も更生に含ま
れているとする考え方も、一般化
しつつある実情である。しかし、
更生という意味が必ずしも正しく理
解されていないので、政府に一層
啓もうに務めると共に、他の法律
との関連も考え合せながら、引き
続き検討することを確約させたわ
けである。

次に昭和六年四月からの施設利用者に対する費用徴収制度導入については、質問を通じて、実施までに關係審議会で慎重に審議し、決定する旨回答を引き出して
いるところであるが、なお、施設の性格、身体障害者の実情を十分勘案し、過大な負担とならないよう特に配慮する旨、付帯決議を行ふ費用徴収に対する一応の歙止めを行つた次第である。

最後に、わが国の身体障害者は急速に増加しているばかりでなく高齢化、重度化が進んでいるので、身体障害者の福祉・雇用などの諸施策の充実のために一層努力したるものである。

先ず、理念の問題については、国際障害者年のテーマである「完全参加と平等」の理念をわかりやすく的確に表わすよう強く要求した。その結果、政府は法第二条第二項に、「すべての身体障害者は社会を構成する一員として社会経

今回の改正案は、①「完全参加と平等」という国際障害年の理念を福祉法に盛りこむこと、②新たに政令で、人工肛門、人工膀胱の造設等による排せつ機能障害で日常生活に著しい制限を受けているものを加える。③障害者別更生施設の統合、小規模な生活施設としての身体障害者福祉センターの法

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案は、身体障害者の方々の注視のなかで、去る四月二七日参議院本会議で可決され、衆議院

より、身体障害者更生援護施設利用者に対して費用徴収制度を導入する。などである。

私達は、本法案要綱が発表された際、この際 参議院に送付された。この際 参議院における審議のなかで、特に重要な問題について報告し、今後の身体障害者福祉制度充実のための糧とてから、法案審議終了まで、身体障害者団体のみなさんや関係者と緊密な連携のもとに、特に理念の

したい。
今回の改正案は、①「完全参加と平等」という国際障害年の理念問題と費用徴収問題については、政府に対し強く修正を求めたところである。

を福祉法に盛りこむこと、②新たに政令で、人工肛門、人工膀胱の造設等による排せつ機能障害で日常生活に著しい制限を受けているものを加える。③障害者別更生施設の統合、小規模な生活施設としての身体障害者福祉センターの法

先ず、理念の問題については、国際障害者年のテーマである「完全参加と平等」の理念をわかりやすく的確に表わすよう強く要求した。その結果、政府は法第二条第二項に、「すべての身体障害者は社会を構成する一員として社会経

ての身体障害者福祉センターの法

会を構成する一員として社会、経

は、身体障害福祉審議会の答申（昭

(はまもとまんぞう・参議院議員)

特集

専売改革法案の審議にあたつての基本方針

日本社会党専売対策特別委員会

1 はじめに

現行の専売制度・公社制度を廃止し、新たな経営形態のもとにたばこ・塩事業を行うための「たばこ事業法案」、「日本たばこ産業株式会社法案」、「塩専売法案」、「たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」、「たばこ消費税法案」と「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案」が国会に提出され、さる四月二七日の衆院本会議では、政府の趣旨説明とそれに対する質疑が行われた。これらの法案は、それぞれ大蔵委員会と地方行政委員会とに付託され、近日中に審議が始まると思われるが、当特別委員会は、今回の改革について、これまで検討を重ねてきており、とくに、四月一〇日の委員会では重要問題に関する小委員会を設置して、問題点を整理してきたので、小委員会の報告等を踏まえ、今後の法案審議にのぞむ方針を以下

2 行政改革と公企業についての基本的考え方

(1) 国民のための行政改革の推進

高齢化、高学歴化等の社会構造の変化や加工産業・第三次産業の比重の高まり等雇用構造、産業構造の変化などわが国の社会・経済の変動にともない、行政のあり方についても改革が求められている。わが党は、中曾根内閣の“軍事優先、福祉・教育後退”的行政改革に反対し、“平和・福祉・分権”を目標に、“民主・公正・効率”を原則として、国民の求める行政改革を実現するよう努力を重ねている。国民の期待に応える行政改革とは、“護憲行革”であり、それは、現行憲法の民主的規定を中央・地方、公共部門の末端にいたるまで完全に実施し、具体化することである。とくに、行政における民主の原則では、集権的、

の通り確認する。

官僚主義的運営を排除し、公正の原則では特定の地域・集団・個人に対する利益誘導をなくし、効率の原則では、一般的には最小の費用で最大の効果をあげることはあるが、公益性を喪失するものであつてはならないこと、等々が認識されなければならない。

(2) 公的企業の役割

① 政府・財界のすすめている行政改革には民営は「善」であり、公共部門は非効率で「悪」といった発想がみられる。公共部門といえども非効率が許されることはいうまでもないが、民営すなわち私企業がすべて「善」であり、「効率的」であるとはいはず、とくに、これから社会においては、利益追求を基準にした効率性だけでなく、社会的な効率性が求められてくる。それは、国民の生活の向上にとつては、社会的消費の増大もある。ここに公共部門の重要性があり、とくに、公共性と企業性の調和のうえに立つ経営を追求する公的企業を重視し

ていかなければならぬ社会的な根拠がある。

② 公的企業としてのたばこ・塩事業

現在のたばこ・塩事業は、財政専売、公益専売として十分な機能を果してゐることは周知のことである。塩事業についてはいわゞもがな、たばこについても、年間一兆五〇〇〇～六〇〇〇億円にのぼる財政収入面の寄与があり、国産葉たばこを介しての農業への貢献、それに加えて流通、製造事業を通じての地域の経済、社会に果してゐる役割は極めて大きいものがある。また嗜好品としてのたばこのもたらす効能一心のやすらぎ、精神の安定等——も複雑化し、多様化する生活のなかでは重視しなければならない。このよう、多面性をもつてゐるたばこ事業は公益性と企業性を両立させる経営形態であつてこそ成り立つものである。

(3) たばこ・塩事業の経営形態問題

たばこ・塩事業は、これまで、八〇年余にわたつて、専売制度の下で経営され、その役割を果してきた。ところが、最近、外国資本

のわが国への市場解放を求める動きが強まり、特に巨大な外国たばこ資本による国際的な寡占化体制のなかで、日本のたばこ産業もきびしい競争にさらされてきていることは否定しえない事実である。また、国内市場における

需要の停滞や健康と喫煙に関する問題の提起、その一方での国や自治体による財源確保の要請等がある。これら内外の諸情勢をみると、専売公社制度の下でのたばこ事業についても公

共性、創意性、効率性の發揮が不可欠である。しかし、政府には、公企業が積極的な展望をもつて機能するための条件を付与しようとの姿勢を欠き、機構・運営・予算に対する強い官僚統制、経営問題に関する政府の介入と官僚支配を続けてきた。そこで、わが党は、新たな社会・経済の段階を迎えて、公企業の民主的・社会的役割を果たすべく、公社制度の維持と民主的改革を行つよう要求してきた。

しかし、この要求の実現については、民主化の進まないままの公社制度では最早、時代の要請に応えられないとの判断に立ち、民主化要求の実現が最適との方針をかかげ八項目要求の実現を重視して、改革への取り組みを進めてきた。たばこ・塩事業に関しては、民主的な形態をとることで社会的責任を果し得ると考えられる。

3 法案審議に臨む具体的の方針

(1) 政府案の特徴

政府提出の改革法案が昨年三月の第二臨調の最終答申をふまえたものであることは明らかである。答申はたばこ事業の民営（分割）移行を基本に、当面、専売公社を特殊会社に

し、流通専売を即時廃止して、葉たばこの全量買取制をやめ、たばこ製造の独占も近い将来廃止し徹底した合理化と利益追及を狙つたものである。この答申は、日本のたばこ産業をとりまく現状とはあまりにも乖離したものであり、答申通り実行したならば、日本たばこ産業の将来は壊滅状態となり葉たばこ耕作農民、たばこ販売店そしてたばこ専売事業で働く人たちの生活や労働条件に与える影響は大きく消費者にとつても「やさくて、うまくて、安心して吸える」たばこの供給にならないことは明らかである。政府案はこうした

答申に対する多くの関係団体やわが党をはじめとする国民階層の反対や主張をとりいれ答申よりは現実的なものになつてゐるが、公社制度の基調であつた公共性と企業性の調和という視点からみれば、そのすべてが競争体制の確立にあてられており、経営の自主性をはじめとした民主的改革についても政令、省令への委任事項が多い。したがつて、今回の改革の実態については、本法、政令、省令、許認可等の全体を明らかにすることが欠かせない。

(2) 公社改革に対する基本方針

日本のたばこ・塩産業の維持・発展をはかることを基本に対応する。専売制度とその制度のなかでつちかつてきた結果として先進国で二番目の市場である日本のたばこ産業を外

国たばこ資本や一部の大企業にゆだねること

は、日本の農政や販売店を中心とした地域経済に混乱を与え、あわせて専売事業で働く人たちの雇用にも影響し、ひいては高いたばこを喫煙者は購入せざるを得なくなる。

また、国や自治体の財政安定確保にも問題を生じることは明らかである。なお塩は食生活の基本物資であり、塩専売制度の維持は将来にわたって欠かせない。

したがつて、公社改革にあたつては次の方針をかかげて対応する。

① たばこ事業の民営（分割）は認めない。

塩の公益専売を維持する。

② 葉たばこ耕作者と販売店の生活条件を維持するため、全量買取制、定価制、指定制は維持する。

③ 経営の自主性の確保と労使関係の近代化、雇用の安定をはかる。

④ 国や自治体の財政確保に寄与する。

⑤ 法案審議における主要課題

⑥ 大蔵委員会等法案審議委員会への要望事項

⑦ 各種審議会の構成と運営の民主化をはかる。

法案審議にあたつては、各小委員会の検討事項を尊重するが、とりわけ、つぎの七項目について、最重要課題として取り組む必要がある。

① 政府統制の強化を排除し、経営の自主性の確保、とくに、新たな経営形態の下での確保、
② 民主的、社会的役割を強めるとともに国際競争力の観点から事業範囲の拡大を検討す

る。

② 耕作者と会社との民主的協議を保証するとともに国産葉たばこの原料使用割合の現行水準を維持させる。

③ 新法人の経営では将来にわたつて合理的で発展性をもつた経営方針の確立が必要である。その観点から、経費の大半を占める原料費いわゆる国産葉たばこの構造的体質を考慮し、経費割合の整合性を保つため、当面は農政負担相当分についての保護措置をとる。

④ 民主的な労使関係、労使協議の体制を強化するとともに一方的合理化による雇用の不安定、労働条件の悪化をもたらさない。

⑤ 塩事業は公益専売制を維持させる。

⑥ 税負担水準は現行以上に引き上げさせない。

⑦ 各種審議会の構成と運営の民主化をはかる。

最近のたばこ事業をめぐる内外の情勢の変化を考え、わが国たばこ産業を維持していくためには、経営の自主性、当事者能力の付与が欠かせない。このような観点に立つて、当小委員会は、専売公社から「改革法案と経営の自主性」、「経営の自主性と業務範囲の拡大」についての説明をうけて、検討を行つた。その結果を以下の通り報告する。

経営の自主性と業務問題検討 小委員会の報告

主査 竹田 四郎

付属資料
一九八四・五・一〇

省令、附帯決議等それぞれの段階で具体的な成果をとること。

⑥ 小委員会の主査・副主査の積極的協力を求めること。

経営形態の変更にともない自主性、事業範囲等については改善が加えられている。

1 現行制度と改革法案との基本的な相違点

- ① 公聴会を開催すること。（中央、地方）
- ② 法案審議にあたつては、政令、省令の内容を提示させること。
- ③ 野党間の協力体制を組み、修正、政令・

各種審議会		事業範囲	公的規制	予算・決算	小売定価	資金調達	資金運用	利益処分	職員給与	役員人事	本來事業・附帯事業(限定列挙)	公社制度 (政府全額出資)	現行法	改革法案
												特種会社 (発足時政府全額出資・当分の間 $\frac{1}{2}$ 以上) 株式の処分は国会議決		
①専売事業審議会(公社法による)	①たばこ事業等審議会(政令で設置)	①本來事業・附帯事業	法律上規制なし	大蔵大臣認可	新株等の発行は大蔵大臣認可	②長・短期の借入金は予算総則の限度内において大蔵大臣認可	大蔵大臣認可	予算総則に記載義務、大蔵大臣認可	事業目的の範囲内で可	①新株等の発行は大蔵大臣認可	②長・短期の借入金は規制なし	特種会社 (発足時政府全額出資・当分の間 $\frac{1}{2}$ 以上) 株式の処分は国会議決	改革法案	
②たばこ専売事業調査会	②取扱い未定	②その他会社の目的達成に必要な事業 (大蔵大臣認可)	規制なし	大蔵大臣認可	取締役及び監査役の大蔵大臣認可	法律上規制なし	大蔵大臣認可	利益積立金として積立て、繰越欠損金の補てんに限定	大蔵大臣認可	②その他の会社の目的達成に必要な事業 (大蔵大臣認可)	規制なし			
③たばこ耕作審議会(たばこ専売法による)	③葉たばこ審議会(たばこ事業法)	③葉たばこ事業等審議会(政令で設置)	規制なし	大蔵大臣認可	①たばこ事業等審議会(政令で設置)	規制なし	大蔵大臣認可	利益積立金として積立て、繰越欠損金の補てんに限定	大蔵大臣認可	①たばこ事業等審議会(政令で設置)	規制なし			
④消費者懇談会	④取扱い未定	④葉たばこ審議会(たばこ事業法)	規制なし	大蔵大臣認可	②その他の会社の目的達成に必要な事業 (大蔵大臣認可)	規制なし	大蔵大臣認可	利益積立金として積立て、繰越欠損金の補てんに限定	大蔵大臣認可	②その他の会社の目的達成に必要な事業 (大蔵大臣認可)	規制なし			
⑤消費者会議	⑤取扱い未定	⑤葉たばこ審議会(たばこ事業法)	規制なし	大蔵大臣認可	③葉たばこ審議会(たばこ事業法)	規制なし	大蔵大臣認可	利益積立金として積立て、繰越欠損金の補てんに限定	大蔵大臣認可	③葉たばこ審議会(たばこ事業法)	規制なし			

2 主な検討事項

八項目要求の一つの柱である「経営の自主性、当事者能力の付与」の具体的改善を進めため、(1)経営の自主性の確保、(2)業務範囲・投資範囲の拡大、を中心に、(3)経営戦略—外國たばこ資本の実態—、(4)事業範囲の拡大と公社の技術水準、(5)資金計画、(6)資本金等の資産・財務内容、等を検討した。

(1) 経営の自主性問題

経営形態を変更する結果、公的規制の緩和、

事業範囲の拡大など、特殊会社としてはかな

りの自主性が認められたといえよう。予算・決算はこれまで国会議決の対象とされていたのが、法律上の規制はなくなり、実質的には事業計画との関わりで間接的な介入にとどまることとなつた。資金調達についても、現在の資金運用部資金からの借入れが民間からも借入れが可能となり、この結果、新製品の開発、販売促進のための経費投入の機動性確保の途がひらかれた。また、資金運用の面でも自主性が認められた。なお、当事者能力については、労働三法の適用、給与統制の撤廃が行われた。

(2) 事業範囲の拡大

現行の業務範囲は専売公社法の第二七条に限定列举されているが、改革法案であるたばこ産業株式会社法案の第五条では、新たに「会

社の目的を達成するために必要な事業」を認めている。その具体的事業内容は今後明らかになるであろうが、目的達成事業が可能になつたことは、大きな前進である。目的達成事業の性格は、製造たばこ関係と新法人の技術・資産関係とに二分されよう。前者には製造たばこ機械の輸出、たばこの意匠を活用した商品の製造・販売等が、後者には育種育苗技術等研究開発過程における成果の事業化、大都会地の営業所等の高度利用の事業等がある。

(3) 経営戦略

三大国際たばこ資本の経営戦略は需要の一一般的停滞の下で、自国市場での技術革新、広告宣伝、販売活動による激しいシェア争いをくりひろげる一方、海外進出を積極的に進めている（たとえば、アメリカのフィリップ・モリスは一九八一年で、国内販売四四%、国外販売五六%で経営の安定化をはかつている）。このために世界市場の寡占化が強まってゐる現状にある。また、これらの企業はたばこ事業を経営の中心としながらも、他の事業—スーパー小売業、海運、ビル等々—にも乗り出し、経営の多角化を行つてゐる。したがつて、たばこの輸入自由化は国際たばこ資本との競争の激化が避けられない。

(4) 公社の技術水準

事業範囲の拡大を進めるには、公社の技術

水準の高さが一つの問題となる。たばこ製造技術、たばこ製造機械の水準は国際的にみてもすぐれていることは周知のことであり、これらは輸出商品として十分な価値をもつてゐる。また、公社の特許出願状況をみると機械工学、生物工学を中心とするものであるが、その数は最近では急増傾向を示している。とくに、今後は薬培養による半数体の育成（短期間の品種の改良）、フェロモンを利用した新害虫防除法の開発等々、生物工学が成長分野として期待されている。

(5) 資本金等の財務問題

資金調達、資金運用については先に述べたとおりであるが、新法人移行にともなう当面の資金繰りのために三年間を限度に資金運用部資金からの借り入れが認められており、四年目以降は完全な自己調達となる。なお新法人が株式会社となることによつて、公社制度で減免税となつていたもの約一〇〇億円が新たな税負担となる。

ところで、新法人の資本金の規模については、商法第二八四条の二第二項の本文の規定の適用除外として、株式の発行価額の二分の一を超える額を資本に組み入れないことができることとなつてゐる（昭和五七年度末の公社の資本金総額は資本金二三三・六億円、資本積立金一二六・四六億円、利益積立金九三八二・六九億円の合計九七四一・七五億円で

あり、これに五七年度の当期純利益一一五〇・五三億円を加えると五八年度当初の資本金総額は一兆八九二億一八〇〇万円となる)。したがつて、資本金を一兆円強の半分五〇〇億円以下であつても認められることになる。また、株式会社には別途明らかにされたような法人税をはじめとした税の総額が利益の約五〇%程度課税されることとなるので、利益の半分は税金、半分が配当と内部留保にあてられる。なお、配当については、株式配当率の一般的水準(七%~一二%)に配慮しなければならなくなる。

以上の諸条件を考慮して、資本金の規模が“定款”によつて決定されることになる。

3 問題点と取り組み

わが国のたばこ産業を維持するために、とりわけ国際たばこ資本との競争が必至となつた情勢を考えると新法人の経営の自主性、事業・投資の拡大が必要となる。これを基本に、以下の点について国会審議を深め、少なくとも附帯決議に盛りこみ、将来の展望を明らかにさせることが重要である。

(1) たばこ商品の国際的性格と国際的なたばこ資本の進出といった現状を踏まえるならば、わが国たばこ産業の国際競争激化への対応力を強めなければならない。そこで、新法人は現在の公社よりも対応力が強化さ

れてはいるが、将来の戦略を明らかにさせ有必要がある。

当面は、業務内容、投資範囲の拡大等が中心となるが、対外進出についてはどのような展望をもつてゐるか、あるいはもつべきか、明らかにさせなくてはならない。

(2) 新法人の経営にあたつての大きな問題は葉たばこ問題であることは明らかである。国際競争力は品質の向上と低減によつて決定されるが、国産葉たばこの価格の高さと製品コストに占める比率の大きさは新法人にとつても重い負担となる。とくに、葉たばこの過剰在庫一年分の処理方法について具体策を講じることが求められている。現状では労働力の削減(四〇%)と生産性の上昇(二〇%)といつた合理化をおし進めることで対応していくとしているが、それは限界がある(たとえば公社職員一万人削減でもコスト減は五〇〇~六〇〇億円にすぎないのに對し、葉たばこの過剰分は約三三〇〇億円程度と見込まれる)。したがつて、過剰在庫の解消策を早急に提示させることが必要である。解消にあたつては、漸進的、安定的でなければならぬ。なお、葉たばこの災害補償については、農業共済の適用も検討する。

(3) 新法人に事業範囲の拡大が認められたのは望ましいことであるが、「目的達成事業」の具現化は今後に残されている。先にふれた新規事業への進出のうち、葉たばこ原料との関連を考えると、現在の試験研究機関が重点を置いているいわゆる基盤的技術の研究」を強化し、バイオオテクノロジー関係などの分野に期待をもたせる必要がある。

新法人の新規事業計画(民間企業との競争の関係上企業秘密の問題もあるが……)を可能な範囲で明らかにさせ、支援していく体制をつくりあげることが欠かせない。

(4) 外国たばこの輸入自由化が行われる結果、外国たばこの販売競争の激化も予想される。(1)販売上の優位性の大半は価格にあるとみられることからすれば、現行の関税率二〇%は今後とも維持していくこと、

(2)貿易収支対策のために安易に輸入を行わないこと、(3)表示等の競争条件を整備すること、等についての確約をとらなければならぬ。

(5) 新法人の最高意思決定機関は株式総会であり、その執行機関は取締役会である。経営の自主性は拡大されたとはいえ、大蔵大臣の許可・認可の事項が多く、それらは特殊法人の性格上やむを得ないものとはいえないが、最大の株主が政府であり、役員も大蔵大臣の認可となつてること等をみると、とくに、人事の自主性が実質的に保障されなければならない。国庫収入方式が納

一九八四・五・一〇

にともない、葉たばこ関係についても若干の変化が生じる。

注 次頁の表参照

葉たばこ問題検討小委員会の報告

2 主要な検討項目

わが党は、現行公社制度の改革にあたつては、葉たばこ耕作者の生活安定のため、葉たばこの全量買取制度等現行条件を維持するよう求めていた。政府提出の改革法案でも葉たばこ事業にとつて最も重要な問題の一つは、国内産葉たばこの問題であり、それは、今回の公社改革にあたつての経営形態をめぐる動きにも端的にあらわれたことでも明らかである。現行のたばこ専売は、流通専売、製造独占、葉たばこ独占の三本柱によつて支えられてゐるが、外国たばこの輸入自由化等に世界の意向は民営化であることは明らかであり、新法人をその一段階と位置づけている。したがつて、わが国たばこ事業を守るためには、新法人すなわち特殊法人の形態にとどめることを確認しておくことが極めて重要である。

(1) 國内産葉—全量買取制—の問題
① 全量買取制は維持されたとはいへ、これまでの許可制から契約制にかわることによって、耕作者に不利益な事態を招くおそれが生じないかが問題である。現行たばこ専売法第一八条第三項では「耕作者は、収穫した葉たばこで公社へ納付するに適しないものを、廃棄しなければならない」と規定されているが、新法のたばこ事業法案第三条第四項では、「契約に基づいて生産された葉たばこについては、製造たばこの原料の用に適さないものを除き、すべて買い入れるものとする」と改定されている。この「原料の用に適さないもの」との規定によつて、

付金から消費税にかわることからしても、新法人はこれまで以上に「民間的經營」を行ふことで財政収入への貢献を果たし得ると考えられる。このことは、従来の大蔵省の人事権をなくしていくことでなければならぬ。経営の自主性と官僚性の脱皮の両面から解決すべき課題である。

(6) 専売公社から株式会社への経営形態の変更

企業性の調和を追求していくことになるが、国際経済との絡みからみても、たばこ事業の分割・民営化は将来にわたつて選択すべきでない。新法人は全額政府出資の特殊法人であり、株式の放出も当分は考えないとしているが、臨調答申にあらわれた財界の意向は民営化であることは明らかであり、新法人をその一段階と位置づけている。したがつて、わが国たばこ事業を守るために、新法人すなわち特殊法人の形態にとどめることを確認しておくことが極めて重要である。

1 現行制度と改革法案との基本的な相違点

専売公社から株式会社への経営形態の変更

事項	生産	現行制度	改革法案
買入	全量	許可	契約
価格及び面積	(公社へ納付するに適しないものの廃棄) たばこ耕作審議会の議を経る	（原料の用に適さないものを除く） 葉たばこ審議会に諮り意見を尊重する	
品位（標本たばこの決定・鑑定方法等の決定）	地方及び中央の耕作者代表による「標本たばこ委員会」の意見を聞き決定	大蔵省令により定められるが従来どうり耕作者代表と意志疎通をはかる方向で検討	
再鑑定	再鑑定制度	買入れによる苦情を処理する制度を検討	
面積配分	公社が耕作区域を定めて公告	たばこ耕作組合中央会の意見を聴いて地域別の内訳を定め、公社が公告	
災害補償関係	たばこ専売法第二四条に法定されている 十一人以内で組織し耕作者代表と学識経験者 で構成 (たばこ耕作審議会)	たばこ耕作組合中央会と基本的事項について 約定 (葉たばこ審議会)	同左
審議会			

- 従来よりも厳しい対応を新法人がしていくのではないかと思われるが、公社は従前通りの対応を行うとしている。
- ② 葉たばこの買取価格について、現行専売法第五条第三項では「耕作者に適正な収益を得させることを旨として定めなければならぬ」と規定しているのを、たばこ事業法案の第四条第二項では「葉たばこの再生産を確保することを旨として」にかえている。この文言は、米価等他の農産物の価格決定における規定とほぼ同一であるが、公社は質的内容には変化がないという。
- ③ 葉たばこ耕作総面積は葉たばこ審議会、たばこの種類別の面積の地域的配分にはたばこ耕作組合中央会の意見が反映されることがとなる結果、耕作者の選別等が行われるのではないかといった疑問が強いが、耕作については、一戸当たりの面積の拡大をはかるとともに面積の地域配分はできるだけ傾斜配分していくとの考えが明らかになつた。
- ④ 葉たばこに関する災害補償関係について葉たばこに現行たばこ専売法で公社が耕作者に補償することが法定されているが、改革法案では、現行たばこ専売法で公社が耕作者に補出として出されるかで影響するところにちがいが生じる。すなわち、農林水産省に移された場合には集団方式による補助金支出となり、個々の耕作者への支出額に変化が

おきるからである。この問題については、

一般会計が深刻な赤字を抱えている状況からして、新法人が従来同様に助成していく方針でいることが明らかになった。

- (6) 葉たばこの価格の決定にあたつての標本葉たばこの決定、鑑定方法等については、これまで同様に耕作者代表と十分に意思の疎通を図っていくとともに再鑑定制度についても充実していくとの意向が公社から示された。

(2) 葉たばこ耕作組合の改革点

今回の改革法案の一つの特徴点は従来にも増してたばこ耕作組合中央会の役割が強まつたことである。たばこの種類別の耕作総面積の地域的内訳（たばこ事業法第五条）たばこ耕作者の災害補償問題（同第六条）、葉たばこ審議会の委員参加（同第七条）等中央会の役割は重要になる。したがって、耕作組合および中央会のあり方について民主的諸運動を通じてその民主化の推進が一段と重要なことが確認された。

(3) 葉たばこ耕作の将来展望

たばこの需要が伸び悩むなかで、いわゆる国際比較でみると国内産葉の価格と品質の面で競争力をもつてはいるとはいえない。葉たばこ耕作をたばこの原料としてのみ見ることは一面的であり、自然環境保全、地域経済への貢献、雇用確保等の多面性をもつた評価をし

なければならないとの意見に傾聴すべき点の

あるのは確かであるが、基本的な問題は、わが国の農業政策との関わりでの位置づけである。すなわち、葉たばこ価格に占める農政負担部分をどうするかであり、農政負担を社会負担とみて、税金、補助金、価格のいずれで処理するかが検討されなければならないが、この点は今後の重要な課題として残された。

- ④ 経営形態のいかんを問わず、在庫の適正化を図る必要がある。
⑤ 経営の民主化については特殊法人が先駆的役割を果すこと必要である。

- ⑥ 改革法案に関するわれわれの方針
われわれは、政府の改革法案の内容と葉たばこ問題に対する基本的な考え方を踏まえ、つぎのような方針をとることが適切と考える。
① 国産葉たばこの全量買取制は将来にわたって持続する。
② 葉たばこ価格については、農産物としての特性を考慮し、生産費・所得を補償する価格とする。なお、葉たばこ耕作の近代化・合理化等によって、生産費の低減をはかるよう努める。

- ③ 葉たばこ耕作組合中央会の権能が強まり、独善的かつ自民党政治とのゆきが強まるおそれがあり、
④ 葉たばこ問題に対するわれわれの考え方
葉たばこ耕作の現状をみると、地域経済に大きく寄与している。
⑤ 葉たばこについて他農産物と同様の構造的な矛盾を抱えている。
⑥ 国内産葉たばこの安定的確保は必要である。

3 問題点と今後の取り組み

以上のような主要な項目について検討した結果、改革法案に盛りこまれている葉たばこ問題についてのつぎのような認識に立つて今後具体的な対応を進めるのが適切である。

(1) 改革法案についての基本的認識

- ① 全量買取制にかかる問題については、現行制度を基本にその趣旨がおおむねとり入れられている。

- ② 将来展望についてみると、コスト面での競争により国産葉たばこの切り捨て、民営化への移行を内包している。

- ③ 葉たばこ耕作組合中央会の権能が強まり、それが大きい。
④ 葉たばこ問題に対するわれわれの考え方
葉たばこ耕作の現状をみると、地域経済に大きく寄与している。

以上にみたような検討項目、基本方針等に立つて大蔵委員会の質疑にのぞんでもらうこととするが、とりわけ、つぎの諸問題については、審議を通じて一般的な確認にとどまるところなく、具体的成果を得られるよう要望する。

(1) 法案の修正を求める事項

① 葉たばこ審議会の委員一名を二名増員し、一三名とする(たばこ事業法案第七条)

(2) 政令・省令に盛り込ませる事項

① 葉たばこの買い入れにあたって「原料の用に適さないもの」との文言に耕作者は不安を抱いていることから、買い上げられたい範囲を省令で明確にさせる(たばこ事業法案第三条第四項)。

② 助成金、補助金支出については、政令あるいは省令で明確にさせる。

③ 葉たばこ標本の決定、鑑定の仕方等を民主要に行わせるとともに、省令で具体化させる。

(3) 附帯決議に盛り込ませる事項

審議の過程で政府、公社等から答弁を引き出して確認させるとともに、そのなかでより重要な事項については附帯決議に盛り込ませる。

① コスト面で国産葉が切り捨てられるおそれがあり、これを防ぐためにも、国産葉の使用割合を当分の間は現行水準を維持させ

る。

労使問題検討小委員会の報告

主査 横山利秋

② たばこ耕作組合中央会は末端耕作者の意見を反映し、公正で民主的な運営が行われるよう配慮させる。

③ 外国たばこの輸入自由化を機に農産物全体の自由化の進展とならないよう、現行の関税率二〇%を堅持させる。

(4) その他

① 原料葉たばこの輸入について、アメリカ偏重を改め、アメリカ葉で代替可能なものについては、東南アジアからの輸入に切り替えるようにさせる(コストの低減効果がある)。

② 新法人とたばこ耕作組合中央会の間で行われる災害補償等の約定については、そのヒナ型を提出させ、不十分であれば内容を追加する。

1 現行制度と改革法案との基本的な相違点

公社制度から株式会社に経営形態が変更することによって、労使問題に関しては、次頁の表のようなちがいを生じる。

2 主な検討事項

小委員会が、公社及び労働組合から聴取した主な事項はつぎのとおりである。

① 当面する合理化が新会社にどのような影響をもたらすか。

② 新会社への移行にあたって、共済組合、

事項	現行法	改革法案
労働基本権 当事者能力	公労法の適用 予算の国會議決制度の公的関与	労働三法の適用 事業計画、取締役の任免は大蔵大臣認可
身分継承 年金	公社職員 国家公務員等退職手当法	会社職員 共済年金
退職金 労働災害 雇用保険	公社職員 労働協約 なしあし	労働協約 労災保険法等 自動加入

- (3) 配送会社等の関連企業は新会社発足にと
てもなってどのような影響を受けるか。
- (4) 労働組合法が適用されたあとの問題点は
何か。
- (5) 新法の予算上の条項が労使問題にどのように影響を与えるか。
- (6) 新会社の下での組合活動および全専売労
働組合の組織上の問題点は何か。

つ十二分に質疑を行い、尽すべき諸点に対し
ては遺憾なきを期すべきである。

(1) 労使問題については、労使双方が自主的に
に解決するのが原則だが、次の点を基本に、
政府・公社に確認すべきである。

(2) 労使条件に関する問題はもとより、管
理運営事項等幅広くつねに労使間の隔意
のない協議により、労使の信頼感を確
保・充実すべきである。このことは新し
い会社に移行する準備についても同様で
あるから今から協議を行うこと。

(2) こんにちまで、長年にわたって労使問
題で積み重ねてきた労働協約や労使慣行に
ついては、これを尊重し、新会社におい
ても引き継ぐこと。

(3) 新会社移行にあたり、本人の意思に反
して、解雇・配転・出向等を行わないこ
と。

(4) 国会の審議と並行して労使間の協議や

新法の内容は、長年にわたる専売制度を根
本的に変革するものである。この結果、労使
関係も適用法律も民間のそれと同一になり、
加えて、国際競争力を確保するため大合理化
が行われる可能性がある。したがつて、国会
審議に当つては、政府・公社に対し、慎重か
審議に當つては、政府・公社に対し、慎重か

3 検討結果

(3) 新会社の下での組合活動および全専売労
働組合の組織上の問題点は何か。

(4) 法律案の審議にあたつては、政令・省
令等は案を提出させ、細目を確認すべき
である。

(5) 「事業計画」は、原則的なものにとめ
させ、資金計画や収支計画の細目など資
金の自主的決定を阻害する内容にならな
いように確認すべきである。

(6) 大蔵大臣の監督権（許可・認可を含む）
は、省自ら行うのか？ 地方財務局で行
うのか？ 後者であれば現在以上に監督
が細かく、二重になるのではないか？
行政機構と会社との関係は具体的にどう
なるのか？ 明らかにさせるべきであ
る。

(5) 関連事業についての制限はあるのか？
法第一条の「事業目的の範囲内」の意味、
その解釈はどうすべきか？ 不必要な制
限ではないか？ 解明すべきである。

(6) 法律で、『電電』と異なり、立入検査権

(2) 話し合いを行うことが適当であること。
つぎの諸点は、総合的に関連のある問題
として、他の小委員会としても検討される
ことを要望する。

① 資本金の額、役員数と選任、事業計画、
事業内容、諸税等の決定は、長期にわた
り経営と労使関係に重大な影響を与える
から、委員会としては適切な対策をもつ
て折衝し、明らかにさせるべきである。

② 法律案の審議にあたつては、政令・省
令等は案を提出させ、細目を確認すべき
である。

を政府に付与した理由は何か？ 明らかにする必要がある。

せる。

(7) 「日本たばこ産業株式会社法案」の附則第六条で「別に法律で定めるものを除いて」財産を会社に引き継ぐ、とあるが、別な法律で何を除外するのか、明らかにさせるべきである。

(8) 専売事業審議会を廃止する理由は何か？（ただし、政令で存続させる意向）解明する必要がある。

(3) 労使関係について、国会審議を通じて確認すべき点はつきの通りである。

(1) 四月一四日づけ読売新聞によれば、大蔵省と公社間で一万人の大削減を含む合理化の方針を固めたというが、労使間では何らの協議もなく、一方的ではないか、その内容を明らかにさせる。

(2) 会社法の附則第一二一条で「一切の権利・義務は、その時において会社が承継する」とあるが、労使間の協約は承継されるのかどうか明らかにさせる。

(3) 就業規則は、労基法第八九条、九〇一条にもとづき、前向きに労使間の意見調整ができるか明らかにさせる。

(4) 年金は先に成立した統合法によるとい

(5) 退職金は、国家公務員退職手当法の不適用となり、新たに、労働協約によつて定められることとなるが、内容や条件は現在の水準を保証するのか、将来にわたつても保証するのか、明らかにさせる。

(6) 厚生施設（病院・寮等）は、会社が引き続き運営するとしているが、効率化を理由に縮小廃止することはないのか、明らかにさせる。

(7) 業務災害補償が労災保険法適用となるが、いかなる相違点が生じるか、既得権は確保されるか、明らかにさせる。

(8) 労働三法適用により、公社―会社はどういう方針で労使関係にのぞむのか、明らかにさせる。

(9) 組合員の範囲について、労使間の協議で決めると思うが、新会社移行を機に管理職を縮小する考えはあるか、どの程度行うつもりか、明らかにさせる。

(10) 組合活動に関する協約を締結することになると思うが、慣行を尊重するかどうか、明らかにさせる。

十分配慮すべきだと考えられるので、この点を明らかにさせる。

(11) 塩事業労働者は専売制が維持されているが、労働条件は他の労働者と同一と考えていいのか、明らかにさせる。

(12) 給与・総額・準則の規定や省令による拘束等、労使関係に間接的に規制するようなことはないか、政府が賃金交渉や紛争に干渉することはないか、明らかにさせる。

(13) 新会社は、新たに租税、法定福利費、たばこ消費税を支払い、他方、外国たばこの競争、葉たばこ問題、株主配当等の負担をかかるが、堅実な収支の展望が確保されうるか不明である。

(14) 新会社設立にあたり、上記の諸条件の定め方によつて、いかに生産性をあげても成果をあげえない場合も予測され、その結果として労働条件は重大な圧迫をうけることから、新会社の中長期的経営の見通しについて、労使間で十分意思疎通を図るよう確認させる。

うが、将来にわたつて保証されるのか、会社から関連会社へ転職または出向する場合に年金はどうなるのか、明らかにさ

(11) 合理化が行われる一方で、業務範囲の拡大が行われなければならないが、雇用継続の機会を確保するためにも、業務範囲に関する認可や会社の施設を関連事業が使用しまた関連会社へ貸与することに

喫煙と健康問題について

主査 伊藤 茂

喫煙と健康問題は、今日世界的な問題として注目されており、WHO勧告決議は回を重ねるごとに多岐にわたり具体的なものとなつてゐる。

とくに、健康警告文言およびニコチン・タール量をシガレットの包装と広告に表示することをはじめ、喫煙の悪影響を認識し、広告の禁止および青少年に対する教育と指導を行うべきことを勧告している。

また国内においては、禁煙・嫌煙権運動が活発化し、「たばこを吸わない人への影響」といった環境汚染問題やたばこ添加物の安全性問題など広範な分野に広がりつつあり、近く、わが国で禁煙オリンピックが開催されるともいわれている。

こうした状況の中で、わが国のたばこ事業は専売公社のもとで今日まで財政専売の役割を果しつつ、喫煙と健康に関する外部委託研究及び公社内における喫煙科学の研究の充実を図るとともに、包装への注意表示、ニコチン・タール量の公表、広告の自主規制、煙中ニコチン・タール量の低減等の諸対策を講じてきている。

一方、厚生省も、「WHOも指摘しているように喫煙が健康と密接な関連があるとして、喫煙を控えればこれらの疾病予防に役立つと考えられる」との観点から、各地方自治体及び保健機関等に対し、喫煙と健康の問題に関する衛生教育の徹底及び児童の喫煙禁止に関する啓発、指導、国立病院における喫煙場所の設置等のほか喫煙と健康に関する疫学的研究等の助成を行つてゐる。

しかし、今回の経営形態等の改革で流通専売が廃止され、輸入たばこの自由化により、国内市場で内外たばこの激しいシェア競争が展開されることになり、前述の喫煙と健康問題への社会的要請に対応できず、放漫となる恐れがあると考えられ、これらに十分に応える施策が必要である。

1 基本的な対応

喫煙が心のやすらぎとして広く国民の間に定着している現実と、喫煙と健康についての危惧の念が社会的に広まっている事実も見逃すわけにはいかない。そこで、喫煙による生態学として「たばこを吸う人と吸わない人」の調和を追求し、(1)健康保持対策として低ニコチン・低タールたばこの開発、未成年者喫煙の防止、喫煙の健康影響の解明に関する研究の推進、(2)喫煙が人間の嗜好として今後と

も存続され、社会の変化に適切に対応するよう喫煙TPOの確立、広告、PRの規制など、たばこと社会の調和がはかられるよう諸外国における本問題に対するとりくみ動向等に十分分配慮しつつ諸対策を積極的に推進する必要がある。

2 改革案における政府の対応

今回のたばこ事業法案において、政府は喫煙と健康問題に関連して次の点を明らかにしている。すなわち、第三十九条の注意表示で「製造たばこの消費と健康との関係に関して注意を促すための文言を大蔵省令で定めるところにより表示する」また第四〇条の広告に関する勧告等で「未成年者の喫煙防止及び製造たばこの消費と健康との関係に配慮するとともに、その広告が過度にわたることのないよう努める」大蔵大臣の当該広告を行う際の指針に従わない者に対し必要な勧告」勧告に従わなかつたときはその旨を公表」という内容になつてゐるが、わが党は、今日の喫煙と健康問題の急速なたかまりを直視し、これらの規定をより充実させ、社会的要請に応えることが重要と考える。

3 改革案の改善にとりくむわが党の具体策

一九八四・五・一〇

(1) 低ニコチン・低タールたばこの開発

消費者の嗜好が急速に喫味の緩和な製品に移りつつあり、またニコチン・タール量の少ないたばこは肺ガンや心臓病による死亡率が少ないと統計調査もあることから、今後とも低ニコチン・低タールを追求すること。

(2) 喫煙と健康に関する研究の充実と成果の公表

わが国においても、専売公社はもとより厚生省も独自に喫煙と健康に関して疫学的研究を中心助成等を行つてきているが、今後ともこの分野の研究を一層充実させ、その研究の成果を広く社会一般に周知させるよう積極的な措置を講じること。

(3) 未成年者喫煙防止の徹底

わが国の未成年者喫煙禁止法が、十分守られるよう保健教育機関をはじめ関係機関の一層の努力を促す行政指導を強めること。

(4) 禁煙・嫌煙権の確立を主張する運動との共存

この運動は主として受動喫煙による健康への影響を懸念してのものと考えられるので、この問題に対して禁煙・嫌煙と喫煙それぞれの立場の調和がはかられるよう喫煙の社会的管理のあり方について、相互の話し合いと研

究を進め、いわゆるマナー・キャンペーン等の施策遂行にあたって会社のみならず地方自治体等が協力してこれを推進すること。

税問題検討小委員会の報告

(5) 喫煙TPOの確立

わが国では、喫煙に関して鉄道営業法、火災予防条例、行政指導等により防災上から厳しく規制されているが、基本的には喫煙者のマナーの向上にまたなければならない課題が多い。したがつて、会社は今後とも地方自治体及び喫煙マナー普及を目的とする各種団体等と協力して、吸がら入れの設置やポケット吸がら入れの配布、喫煙場所を適切に設置する等社会的に異和感のないよう喫煙のTPOの確立に努めること。

(6) 広告、PRの規制

欧米におけるたばこ会社の広告、宣伝は莫大な経費を投じ、きわめて活発に行われているため、WHOをはじめUICC（国際対ガン連合）、欧米の主要国の政府及び反喫煙団体はたばこの広告規制を強く訴えている。

わが国においても、禁煙・嫌煙の確立を主張する運動の高まりを軽視することなく、現行の自主規制に加えてたばこと社会との調和という観点からテレビ、ラジオの広告・宣伝を禁止すること。

1 現行制度と改革法案との基本的な相違点

(1) 小売定価制が維持されるとはいっても、専売公社制度から株式会社への経営形態の移行にともない、納付金、たばこ消費税等についてはたばこの広告規制を強く訴えている。

いてはつぎのような変更が生じる。

(2) 専売公社から株式会社にかわることにより、新たな税負担が生じる。

(注) 次頁の表参照

徴税業務関係	地方たばこ消費税						国たばこ消費税						事項		現行法	改革法案		
	申告・納税	税率	課税標準	納税義務者	税率	申告・納税	国内製造たばこ	輸入製造たばこ	納税義務者	税率	課税標準	納税義務者	税率	申告・納税	税率	課税標準		
新規規定	売渡し等の日の翌月末日	市町村税 一八・一%	道府県税 一〇・三%	小売定価	別表参照	同左、ただし、小規模卸売業者等は年四回の 納税申告	日本専売公社	日本専売公社	日本たばこ産業株式会社 保税地域から引き取る者	別表参照	製造者は毎月分を翌月末日、保税地域からの 引取者については引取時までに申告納付	別表参照	専売納付金として五月末日に一括納付	税務職員の立入検査	税務職員の立入検査	日本専売公社	①専売納付金 ②道府県・市町村たばこ消費税 専売納付金・地方たばこ消費税	①国たばこ消費税 ②道府県・市町村たばこ消費税 国と地方とのたばこ消費税は同率
一	地方たばこ消費税	課税標準	納税義務者	税率	申告・納税	税務職員の立入検査	日本たばこ産業株式会社 保税地域から引き取る者	日本たばこ産業株式会社 保税地域から引き取る者	日本たばこ産業株式会社 保税地域から引き取る者	別表参照	別表参照	別表参照	別表参照	別表参照	別表参照	別表参照	①国たばこ消費税 ②道府県・市町村たばこ消費税 国と地方とのたばこ消費税率の合計	①国たばこ消費税 ②道府県・市町村たばこ消費税 国と地方とのたばこ消費税は同率

別表

国たばこ消費税及び改正後の地方たばこ消費税の税率

区分 種類	合計負担率 (納付金率)	国たばこ消費税		地方たばこ消費税		国・地方合計	
		従価税率	従量税率	従価税率	従量税率	従価税率	従量税率
紙巻たばこ	56.4	% 23.0	円/本・g 0.582	% 22.4	円/本 0.550	% 45.4	円/本・g 1.132
現在の3級品	44.5	9.9	0.134	道府県 8.1	道府県 0.200	32.3	0.684
パイプたばこ	50.0	17.9	0.467	市町村 14.3	市町村 0.350	40.3	1.017
葉巻たばこ	55.5	24.8	1.532			47.2	2.082
刻みたばこ	31.0	1.8	0.018			24.2	0.293

(注) かぎたばこ、かみたばこの国たばこ消費税、地方たばこ消費税は、刻みたばこと同率である。

専売公社から株式会社にかわることにより、新たな税負担が生じる。

税目		現行法	改革法案
国税	法人税	—	課税所得に43.3%
	印紙税	—	課税
	登録免許税	—	課税
地方税	事業税	—	課税所得に12.0%
	道府県民税	—	" 2.2%
	市町村民税	—	" 5.3%
	固定資産税	課税標準を50%とする	課税標準を100%とする
	事業所税	—	課税
	不動産取得税	課税	課税
	都市計画税	課税	課税
	特別土地保有税	課税	課税

(注) 日本たばこ産業株式会社が直接営業を行つてゐた土地・施設等についての課税は現行どおりである。

2 主要検討項目

わが党は、専売制度の改革にあたつて、八項目の一つとして財政収入の確保のため、定価制度と現行の税水準を維持するとともに、現行の従価税方式を従価税と従量税の併用方式に改め、また、現行地方たばこ消費税を維持すること、を要求した。そこで、①この要求が今回の改革法案にどのように具体化されたか、また②財政収入と税負担率、および国と地方との配分比率、③地方たばこ消費税と輸入たばこへの課税、④経過措置にともなう問題点、等を検討した。

(1) 財政収入と税負担率

現行の財政収入への寄与は国の収入としての専売納付金、地方の収入としてのたばこ消費税、あわせて毎年約一兆五〇六〇〇億円にのぼつてゐる。今回のたばこ消費税制度への移行にあたつては、総小売定価代金に対する割合は現行の水準（昭和五七年度で五五・九%）を維持するものとなつてゐる。

(2) 課税方式

現行の課税は従価税方式一本であるが、この方式の利点は、販売価格の上昇にともなつて税収も増えることであるが、その一方で、原価上昇の定価へのハネ返りが大きいといいう点がある。したがつて、この両者のバランスを図るために、従価税と従量税とを組み

合わせることが必要である。改革案では従価・従量の比率を八対二とする併課制としている。

(3) 国と地方への配分比率と地方たばこ

消費税

現行の専売納付金と地方たばこ消費税との配分比率はほぼ折半されており、改革法案では国と地方で五〇対五〇の割合に配分されている（昭和五七年度で国二七・九五%、地方二七・九五%）。また、地方への配分にあたっては、「地方たばこ譲与税」といった形とすることなく、現在の地方たばこ消費税―道府県たばこ消費税、市町村たばこ消費税―が存続することとなる。現在の地方たばこ消費税―道府県たばこ消費税、市町村たばこ消費税―が存続することとなる。

(4) 地方たばこ消費税の輸入たばこへの課税

地方たばこ消費税の課税主体は、道府県、市町村であり、納税義務者は卸売販売業者等である。輸入の自由化が行われる結果、納稅義務者は新法人に輸入業者も加わってくる。輸入品の地方たばこ消費税も国産品と同一の条件で納めてもらうこととなる。

(5) 経過措置にともなう問題点

たばこ消費税制度への移行にともなう経過措置として、重要なことは、納税の問題である。とくに、現行の専売納付金は年一回の納付であったが、新制度では翌月末日までに納付しなければならなくなる。しかし、新制度への移行にともなう新法人の資金繰りの困難

さを配慮して、たばこ消費税の国への納付について経過措置を設けている。すなわち、

（1）昭和六〇年四月から六二年三月までの二年間は、年二回（一〇月、四月）の納期限とする。

（2）昭和六二年四月から六三年三月までの一年間は年四回（七月、一〇月、一月、四月）の納期限とする。

（3）昭和六三年四月以降は翌月末日の納期限とする。

3 問題点と取り組み

改革法案はわれわれの要求を大部分満たしているが、新制度移行にともなつてつぎのような問題点が明らかになつてきた。これらの点は、審議のなかでさらに明確にさせる必要がある。

(4)

国たばこ消費税の納稅・徵稅

・従量税は製造者

課税と保税地域からの引き取り業者への課税とによって容易であるが、地方たばこ消費税については、卸売販売業者等への課税

となり、それは具体的には新法人と輸入業者（五社～二〇社）とにかくわつてくる。

そこで、新法人はいわばこれまでと同じ業務であることから支障はないが、輸入業者（輸入たばこへの課税については困難な事態が予測されるが、この点、確實に徵稅できるかどうか自治体から確認を得ておく必要がある。

がつた場合は税率を上げるのかどうか、明らかにさせる必要がある。

（3）課稅方式の従価税と従量税との併課はやむを得ないと考えるが、地方自治体に対し

て新たな問題を引き起こすおそれがある。

すなわち現行の地方たばこ消費税の地方自治体間の配分にあたつては、前年二月から

その年の一月までの全国平均小売価格に販売本数を乗じた、いわば「従量税方式」で

行われている。しかし、改革法案では、従価税方式が中心になることによつて、自治

体ごとに販売価格が異なるので、これまで

とちがつた税の配分が起きる。（高価格品の販売量の多い自治体には多くの消費税が配分される）。この対策をどうするか、明らかにさせる必要がある。

(5) 地方自治体はこれまでたばこ消費税を公社から配分されていたのが実態であるが、これからは課税主体・徴税主体として、業務にあたらなければならない。完全な税務

執行を行うには職員の増員を含めた体制の整備が欠かせないと考えるが、自治体での対応は十分かどうか確認することが必要である。

(6) たばこ消費税制度については、とくに地方自治体での徴税が大きな問題となると思われる。したがって、地方行政委員会での徹底的な審議を強く要望する。

わられる。したがって、地方行政委員会での徹底的な審議を強く要望する。
一九八四・五・一〇

塩事業問題検討小委員会の報告

1 現行制度と改革法案との基本的な相違点

公社制度から株式会社に形態が変更することにともない、塩事業に関してつぎのような変化がおきる。

経営形態	公社制度	事項	現行法	改革法案
		事業目的	なしひきは國に屬する	同上
		専売権の実施	塩の一手買取り、輸入、再製、加工及び販売	公益専売
		販売の特例	日本専売公社 元売人間の売買禁止 製造者は公社に全納	日本たばこ産業株式会社 元売人間の売買可能 製造者は輸出業者に販売可能
		塩専売事業の実施のための会社法の特例	①塩専売事業運営基本金の設定と区分経理 ②塩事業責任者及び塩専売事業運営委員会の設置 ③塩専売事業に従事する役職員等の守秘義務、刑法その他罰則の適用については、みなし公務員とする	①日本たばこ産業株式会社へ委任 ②「政府は、国内塩産業の自立化の目途が得られた段階で、この法律について検討を加え、必要に応じ所要の措置を講ずる。」

2 主要検討項目とその結果

(1) 塩専売制の維持

新法でも、塩の専売権は、国の専属とし、その業務を新会社が実施することとした。

ただし、国内塩産業の自立化の目途が得られた段階でこの法律に検討を加えることとしており、将来、塩専売制廃止の含みを残したものである（臨調最終答申では廃止が明示されている）。

(2) 塩専売の公益目的

新法に新たに公益目的を明文化した。

(3) 合理化、雇用問題

公社職員から新会社職員となる場合の、労働条件、在職期間の扱い、今後の合理化問題などについては、たばこ事業と同様に明確にする必要がある。

(4) 守秘義務、みなし公務員問題

たばこ事業との人事交流の場合、出先における兼務の場合等の扱いを明確にしておく必要がある。

(5) 塩製造及び塩回漕問題

法律上の用語は、許可を指定、収納を買入等と改正するが、実態としては、数量、割当、全量買入れ、元売人、小売人の指定などは、従来通り行うが、買入れ価格（収納価格）は、昭和五八年二二〇〇円／トンを昭和六一年目標で一七〇〇〇円／トンにするとの合理化

目標が定められており、塩製造、回漕の合理化が、そこに働く者の労働条件、雇用問題として今後の課題となる。

3 主要な問題点

塩事業については、専売制を維持し、法案に公益目的が明文化されており、法案の修正、政令への挿入事項等はないが、法案審議を通じて次の点を明確にしておく必要がある。

(1) 国内塩産業の自立化の目途が得られた段階で、この法律を検討することになつてい

るが、その場合でも、塩専売の公益目的を堅持し、専売制を維持することが必要である。

(2) 塩の買入れ価格を国際価格に近づける合理化目標価格は、相当きびしい目標設定で、

これの実現を理由に、新会社、塩製造、回送等に働く者の労働条件の低下を來さないこと及び雇用確保をはかることが必要である。

(3) 守秘義務及びみなし公務員問題について

は、たばこ事業との人事交流、出先における兼務の場合等の扱いを明確にさせることが必要である。

(4) 新設される塩専売事業運営委員会および存続されると見込まれている塩業審議会、塩収納価格審議会については、その構成および運営の民主化を高めることが必要であ

特集

臨時教育審議会設置法案に対する衆議院本会議質問

日本社会党

質問者 小川仁一

私は、日本社会党護憲共同を代表し、ただいま提案されました「臨時教育審議会設置法案」に対し、総理ならびに関係大臣に質問いたします。

少年非行や校内暴力、登校拒否、高校中退者の激増など、子どもを取りまく状況は、深刻さを増しております。

これらの背景には、さまざまな要因が複雑にからみ合っています。それが学歴社会と結びついて、受験地獄と学校間格差、偏差値教育、過密な教育内容など、いわゆる教育荒廃が最大の問題であることは、国民の共通した認識であります。

したがつて、わが党は、国民の合意と参加による教育改革を、強く求めるものであります。育改革には、重大な前提が欠けおちてはいません。

せんか。それは、永年文教政策を担つてきた自民党、政府が、その責任を反省していない、ということになります。

現在の教育の、さまざまなひずみになんでいる子どもや父母に対して、率直に反省を語らなければ、教育改革は、実りのうすいものになるでしょう。

教育荒廃を生みだした文教政策の反省と、国民に対する責任について、総理、ならびに、文部大臣の御見解を伺います。

中曾根総理は、文部省の教育行政に抜きがたい不信感を、お持ちではないでしょうか。日頃の言動にも、しばしばみうけられましたし、今回は、文部省が第一四期中教審を準備していることを知りながら、それをやめさせて、権力的に総理直属の審議機関を、設置されたことも、そのあらわれであります。

一つの行政官庁を乗りこえて、総理直属の

審議機関をもうけるという異例の措置は、文部省の今後のあり方をも、再検討しなければならない重大なことがらであります。このことに対する、総理ならびに、文部大臣の御見解を伺いたいと存じます。

教育基本法第十条は、「教育は、不当な支配に服する」ことを否定し、国家権力が教育に介入することを、厳しくいましめております。かかるにこの法案は、総理大臣直属の審議機関を設け、その委員は総理大臣が任命し、会長は、委員の中から総理大臣が指名することに、なっています。

これは国家権力が、教育に直接介入し、教育の中立性を脅かすことになり、国民は強い危惧の念を持つて、注視いたしております。本法案の第一条目的のなかに、「教育基本法

の精神にのつとり」という文言があります。

委員の任命などは、教育基本法の精神に反しますので、法案自体が内部矛盾をもつことになります。これらの危惧・矛盾を、納得できるよう御説明ください。

合せて、本法案が、委員の国会承認や、審議の公開を、認めていません。

なぜ国会の承認が不要なのか、なぜ審議が公開できないのか、明確な御答弁をいただきたいものです。

総理は審議会に対して、七一年の中教番答申や、昨年の中間報告、そして、総理の単なる私的諮問機関である、「文化と教育に関する懇談会」の報告を、重要参考資料、いわゆる叩き台にするといつておられます。

これでは出発から、審議内容を拘束することとなり、審議会の答申は、中曾根総理の思うつぼとなることは、火を見るよりも明らかであります。

とともに、文化と教育に関する懇談会は、「教育基本法や教育に関する特定の見解にとらわれず」と、報告書でいつています。

のことと、「教育基本法の精神にのつとり」という目的条文とは、対立的見解となり、調和は困難であります。

したがつて、教育基本法を否定する文教懇の報告書や、中教審の答申を重要参考資料とすることに、疑義がありますがいかがでしょ

うか。

「他面、自民党が、地方議会において、「教育基本法の改正」の請願や決議を、強引に採決していることと合せ考へる時、総理の「教育基本法の精神にのつとり」という言葉は、国民をあざむく詭弁としか思われません。

総理は教育基本法を無視し、形骸化し、ついには改正するおつもりかどうかを、あらためて伺いたします。

次に中曾根総理の、教育問題に対する基本姿勢について伺います。

みずから改憲論者と称する総理は、いくつかの講演において、「行政改革の次は、教育改革を行うことが憲法改正への道」といった趣旨のことを語つておられます。

これらの言動は、総理が教育改革を改憲の地ならしとして、構想していることを指し示しています。

かつて、鳩山内閣は、憲法改正と教育改革を同時に提案して、国民の反撃をうけ、失敗いたしました。総理はその経験に学んで、改憲を背後にかくしての教育改革を提案しているのではないかでしょうか、この点を明確にお答えください。

今後の教育改革においても、二十一世紀を生き抜く子ども達のために、平和と人間の尊重を基本テーマにし、より自由な討論により、自主的な改革案を創りあげる保障をあたえることを、お考えになりませんか。

教育改革や教育の振興には、大きな財政支出が必要であることは、御承知と思います。

政府はいま、財政難を理由に四〇人学級を凍結し、又私学の補助金の減額や、育英資金の有利子制をもうけるなど、教育切り捨て政策を実施しています。これを取りやめるだけ

教育審議会の答申も、臨調答申と同じように考えて、国会の審議、権限を無視し、国民には有無をいわざず、押しつけようとしているのではありませんか、そのことも含めて答弁を求めるものであります。

これまで総理大臣直属の教育に関する審議機関が設けられたのは、過去六回あります。

うち五回は敗戦前であり、いずれも国家主義、軍国主義教育の推進に、大きな役割を果したのが歴史的事実であります。

一九四六年敗戦により、既存の秩序が崩壊するなかで、戦前の軍国主義教育を抜本的に刷新する目的をもって、教育刷新委員会が設けられました。この委員会は、教育の民主化を基本テーマに自由に討論し、自主的な建議や声明を行つて、戦後教育の方針を明示しました。

でも教育効果の向上が期待されます。

教育改革に先立ち、現行制度のなかで、先にやらなければならぬ課題が山積しています。教育改革は、財政的裏付がなければ成功いたしません。子どもの幸せと、教育振興のために、金を惜しまないでください。この際、しかと念を押しておきます。

総理、大蔵大臣、文部大臣の、決意のほどをおきかせください。

最後に、教育改革を成功させるために、政治倫理の確立が、絶対的条件と思います。

現職総理の時に、「五つの大切、十の反省」と子どもに説いた人が、一審有罪にもかかわらず、いぜんとして国會議員をつけ、現総理にも政治的影響を与えていました。伝えられる状況が存在しています。このような事では父母や教師が道徳や倫理を説いても子どもは納得いたしません。

政治倫理の確立ができるないで教育改革を説いても国民は冷笑するだけです。総理の姿勢を明確にお答えください。

以上述べましたように国民の願いにこたえる前提を欠き、改憲の地ならしとしての教育改革をめざす本法案は、即刻、撤回すべきであります。

教育改革について真に国民の合意を求めるならば、どのような性格の審議機関であるかを含め、すべての党や、教育にかかる各界、

各層の意見をきくべきですし、又、総理がいわれた、一億一千万人が、発言できる有資格者とすることを生かして、国民の声を反映できる方法をも探すべり、慎重の上にも慎重に進めるべきであります。

教育を根本から問い合わせ未熟なままの総理直属の審議会を強引に実施に移すことではありません。

結論をうるに時をかしてもよいと思います。時間の関係上、意をつくしませんが、総理ならびに各大臣の、率直・明快な答弁を求めて、私の質問を終ります。

臨時教育審議会設置法案

(内閣提出)

(目的及び設置)

第一条 社会の変化及び文化の発展に対応す

る教育の実現の緊要性にかんがみ、教育基

本法(昭和二十二年法律第二十五号)の精

神にのつとり、その実現を期して各般にわ

たる施策につき必要な改革を図ることによ

り、同法に規定する教育の目的の達成に資

するため、総理府に、臨時教育審議会(以下「審議会」という)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、教育及びこれに関連する分野に係る諸

施策に関し、広く、かつ、総合的に検討を加え、必要な改革を図るための方策に関する基本的事項について調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関する内閣総理大臣に意見を述べることができます。

(答申等の尊重)

第三条 内閣総理大臣は、前条第一項の諮問に対する答申又は同条第二項の意見を受けたときは、これを尊重しなければならない。

(組織)

第四条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

(委員)

第五条 委員は、人格識見共に優れた者のうちから、文部大臣の意見を聴いて、内閣総理大臣が任命する。

2 委員は、非常勤とする。

(会長)

第六条 審議会に、会長を置き、委員のうちから、内閣総理大臣が指名する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第七条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、文部大臣の意見を聴いて、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(資料の提出等の要求)

第八条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の関係行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(事務局)

第九条 審議会の調査事務その他の事務を処理させるため、審議会に、事務局を置く。
2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。
3 事務局長は、文部事務次官をもつて充てる。

理由

4 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第十条 この法律に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、昭和五十九年六月三十日ま

での間において政令で定める日から施行する。

育審議会を置く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(総理府設置法の一部改正)

2 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中日本国有鉄道再建監理委員会の項の次に次のように加える。

臨時教育審議会 臨時教育審議会設置法（昭和五十九年法律第二百二十七号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

臨時教育審議会 臨時教育審議会設置法（昭和五十九年法律第二百二十七号）

3 この法律は、附則第一項の政令で定める日から起算して三年を経過した日にその効力を失う。

特集

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための関係法律案（仮称）要綱（案）と問題点

日本社会党

はじめに

男女雇用平等の法案づくりが最終段階に入っている。四月十九日、労働省が婦人少年問題審議会に諮問した「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための関係法律案（仮称）要綱（案）」は、企業の主張を大幅にとりいれた「差別拡大法」で、制定の主旨や目的から離れ、婦人差別撤廃条約の理念に反するものといわなければならぬ。

要綱案の問題点

第一に「雇用の機会均等、待遇の平等」と女子保護規定のみなおし、廃止を含む労働基準法の改正（悪）をセットにしていることである。先づ基本的人権の問題である雇用の差別をなくすための「平等法」を制定し、雇用

平等の具体的進展、労働条件や労働環境の整備改善にあわせて漸次保護規定を緩和し、廃止していくのが差別撤廃条約の精神にそう本来の道筋である。第二に立法の形式は、新立法の制定を前提にして来たものを「勤労婦人福祉法」の改正で措置しようとしていることである。労働省は、たんなる手づき上のこと、平等と均等は同義語というが、要綱案には、平等の字句はただの一か所もないことに本音が示されている。目的を機会均等におき、その結果は別問題と考えていることであり、勤労婦人福祉法二条の基本的理念（勤労婦人は母性を尊重されつつ、しかも性別により差別されることなく）よりも後退したものになつていている。第三には内容で、募集、採用、配置、昇進は使用者の努力義務、紛争の解決は労使の自主的話し合いによる、婦人少年室長に期待し、調停の委託には、使用者の同意

を必要とし「雇用機会調停委員会」は労働大臣の任命する学識経験者三名などとなつていること。労基法改正では、労働時間、休日、深夜業の原則廃止、一部緩和、生理休暇制度の廃止など、何れも婦人の労働権を剥奪し、母性破壊の危険を含むものとなつていていることである。

何故男女雇用平等法を制定するのか、一九七九年、国連で採択された「差別撤廃条約」は、既に五五か国が批准締約し、条約一七条にもとづく「差別撤廃委員会」が発足、活動を展開している。日本は未批准で「婦人の十年」最終年に批准すると公約している。条約を批准するには、違反する国内法を整備しなければならない。外務省が最低としているのは、父系優先血統主義をとる国籍法。教育課程における女子のみの家庭科必修制度、雇用上の差別問題である。現行労働基準法には、

賃金以外の労働条件における性差別禁止の規定はない。しかも労基法は、雇用関係をもつた者に適用される。ところが婦人差別の多くは身分、仕事内容、雇用形態など募集、採用の段階に始る。雇用の全分野、全段階で性差別を禁止する法律が必要で、そのためには「雇用平等」を制定するのである。婦人は、中小零細企業に働き、八〇%は未組織、四人に一人はパートタイマーである。労基法四条で賃金差別を禁止しているにもかかわらず、男子一〇〇%に対して女子は五一・八%にしかなっていない。本年一月ILOの発表では、工業部門における日本女性の平均賃金は男子の四三・一%にすぎず、十年間に男女賃金格差が拡大したのは日本のみと指摘している。ちなみにスエーデンは九〇・三%、オーストラリア七八・三%と年々格差は縮小している。また日本の労働者は、西ドイツやフランス、スエーデンなどと比べて四〇〇時間以上も多く働いている。婦人労働者の時間外労働や深夜業の規制を廃止することは、女性を男なみに働かせ、全労働者に長時間労働を強いているもので人間らしい生活すらもおびやかすことになる。

党の雇用における男女の平等取り扱いの促進に関する法律

(案)

婦人の労働権をも奪うようなものであつてはならない。東南アジアをはじめ諸外国が、法のゆくえに注目していることをつけ加えておく。

募集、採用、賃金、職務内容、配置、研修、昇進、昇格、職業紹介、教育訓練、福利厚生、定年、退職、解雇の全分野において差別取り扱いを禁止すること。迅速かつ適正な手つきによって救済すること。救済機関は、国家行政組織法三条にもとづく「男女雇用平等委員会」を中心、地方に設置する。委員は、労働者、使用者、公益委員の三者構成で各々の半数は女性とする。全婦人労働者に適用し、自らの申告により、簡易、低廉、迅速に調査し、是正命令、勧告、原職復帰、バックペイ等の救済措置をとる。違反に対しても罰則つきの強行規定を設ける等である。立案は一九七五年から三年がかりで欧米諸国の法律を研究し、実施情況を視察し、国内の労働者、弁護士、専門家、関係者の意見を聴取してつくりあげたものである。一九七八年五月参議院に初提案し以来六回にわたって提出、政府、他の政党に先がけてとりくんできたもので真の男女平等実現のためのすぐれた内容をもつてゐる。

経済大国といわれる日本が、しかも先進諸国最後に制定した法律が、差別を拡大し、

政 府 要 綱 (案)

問 題 点

第一 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律関係。

一 目 的

この法律は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するとともに、女子労働者について再就職の援助等の措置を推進し、もって女子労働者の福祉の増進と地位の向上を図ることを目的とするものとすること。

二、均等な機会及び待遇の確保のための措置の新設。

(一) 事業主の講ずる措置等

イ 募集及び採用

事業主は、労働者の募集及び採用について、女子に対して男子と均等な機会を与えるように努めなければならないものとすること。

ロ 配置及び昇進

事業主は、労働者の配置及び昇進について、女子労働者に對して男子労働者と均等な取扱いをするように努めなければならないものとすること。

ハ 教育訓練

事業主は、業務の遂行に必要な基礎的な職業能力を付与するために必要な教育訓練及びこれに準ずる教育訓練であつて労働省令で定めるものについて、労働者が女子であることを理由として、男子と差別的取扱いをしてはならないものとすること。

二 福利厚生

事業主は、供与の条件が明確な労働者の福利厚生のため

「男女雇用平等法」という単独立法ではなく、勤労婦人福祉法の改正・労基法の改正にすりかえたこと。

「勤労婦人福祉法」の基本的理念からも大きく後退していること。

募集・採用・均等な機会

努力義務としたこと。

配置・昇進・均等な取扱い

教育・訓練・差別的取扱い・禁止規定

そのなかには基礎的な職業能力・準ずる教育訓練、すなわち新入社員教育であつて、専門的・技術的教育・訓練が含まれていない。

政 府 要 約 (案)

問 題 点

の資金の貸付けその他の相当程度の経済的価値を有する福利厚生の措置であつて労働省令で定めるものについて、労働者が女子であることを理由として、男子と差別的取扱いをしてはならないものとすること。

ホ 定年・退職及び解雇

(イ) 事業主は、労働者の定年について、労働者が女子であることを理由として、男子労働者と差別的取扱いをしてはならないものとすること。

(ロ) 事業主は、女子労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職事由として定めてはならないものとすること。

(ハ) 事業主は、女子労働者が婚姻し、妊娠し、出産し、又は産前産後に休業したことを理由として、女子労働者を解雇してはならないものとすること。

ヘ 指針

労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するため必要があると認めるときは、關係審議会の意見を聴いて、イ及びロに関し、事業主に対する指針を定めることができるものとすること。

ト 苦情の自主的解決

事業主は、口から今までの事項に關し、女子労働者から苦情の申出を受けたときは、労使により構成される苦情処理機関に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決に努めなければならないものとすること。

チ 紛争の解決の援助

定年—差別的取扱い—禁止規定

結婚・妊娠・出産を事由とする退職制度—禁止規定

結婚・妊娠・出産を理由とする解雇—禁止規定

※ 婦人差別撤廃条約第十二条二項a 「制裁を課して禁止」となつてゐる。

苦情の自主的解決—努力義務

配置・昇進・教育訓練・福利厚生・定年・退職・解雇に関する苦情は労使の間で苦情処理機関を設け自主的解決を図れといつてゐるが、八〇%が未組織の現状で実効性がない。

都道府県婦人少年室長は、への指針に定める措置及びハからホまでの事項についての女子労働者と事業主との間の紛争に関し、関係当事者からその解決の援助を求められた場合には、必要な助言、指導又は勧告を行うものとするこ

行政指導に立入り調査権がないなど強い権限が与えられていない。

と。

リ 調停の委託

都道府県婦人少年室長は、への指針に定める措置（イの事項に関するものを除く。）及びハからホまでの事項についての紛争について、関係当事者の双方又は一方から調停の委託の申請がある場合で他方の当事者の同意を得たときは、雇用機会均等調停委員会（仮称）に調停を行わせるものとすること。

ロ 雇用機会均等調停委員会

イ 雇用機会均等調停委員会の設置

都道府県婦人少年室に、雇用機会均等調停委員会（以下「委員会」という。）を置くものとし、委員会は、（一）のりの調停を行うものとすること。

口 委員会の組織

委員会は、委員三人をもつて組織するものとし、委員は、学識経験を有する者のうちから、労働大臣が任命するものとすること。

ハ 調停

（イ） 委員会は調停案を作成し、関係当事者に対し、その受諾を勧告することができるものとすること。

（ロ） 委員会は、調停案の作成について、関係労使を代表する者の意見を聞くものとすること。

調停の委託を他方の当事者の同意を必要としたこと、例えば婦人労働者が差別の救済の申請をしても使用者が同意しなければ調停は成立しない。

党が主張する行政組織法第三条にのつとつた行政から独立した「男女雇用平等委員会」設置を全面的に退け、都道府県婦人少年室にあたらせるとしたこと。

労・使の参加を排除し、しかも労働大臣が任命する学識者三人構成としたこと。

(イ) 委員会は、調停が行われている事件の解決のため必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができるものとすること。

三 女子労働者の就業に関する援助措置等

(一) 職業能力の開発及び向上の促進

国、都道府県及び雇用促進事業団は、女子労働者の職業能力の開発及び向上に資するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとすること。

(二) 再就職の援助

国は、妊娠、出産、育児等の理由により退職した女子が希望する場合に再び雇用機会を与えられるようにするため、職業指導、職業紹介、職業能力の再開発の措置その他の措置が効果的に関連して実施されるように配慮するものとすること。

(三) 再雇用制度の普及の促進

イ 事業主は、必要に応じ、再雇用制度（妊娠、出産、育児等の理由により退職した女子であつて、その就業が可能となつたときに退職時に雇用されていた事業主に再び雇用されることを希望する旨退職時に申し出ていたものを、当該事業主が、労働者の募集又は採用に当たつて他の者に優先して取り扱う制度をいう。）を実施するように努めなければならないものとすること。

ロ 国は、再雇用制度の普及を促進するため、事業主に対し、助言、指導等必要な援助を行うように努めなければならない

いものとすること。

(四) 育児休業制度の普及の促進

国は、育児休業制度の普及を促進するため、事業主に対し、助言、指導等必要な援助を行うよう努めなければならないものとすること。

四 その他

(一) 報告の徴収並びに助言、指導及び勧告

労働大臣又は都道府県婦人少年室長は、この法律の施行に關し必要と認める場合には、事業主に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができるものとすること。

(二) 適用除外

二、三の(三)及び(四)並びに四の(一)は、國家公務員及び地方公務員には適用しないものとすること。

(三) その他

所要の整備を行うものとすること。

第二 労働基準法の一部改正関係

一 女子の労働時間及び休日

(一) 満十八歳以上の女子のうち、労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者又は専門的な知識若しくは技術を必要とする業務に従事する者で、労働省令で定めるものについて、時間外及び休日労働の制限を廃止するものとすること。

(二) 第八条第一号から第五号までの事業に従事する満十八歳以上上の女子についての時間外労働の制限を、二週間にについて十

国家公務員・地方公務員を適用除外としたこと、(均等な機会及び待遇の確保のための措置・再雇用制度・育児休業)

管理職・専門・技術職—現行規定の廃止(範囲は労働省令)

工業的製造業種に限つて時間外労働二週間にについて十二時間一年について一五〇時間。現行規定(一日二時間・週六時間・年一五

政 府 要 綱 (案)

問 題 点

二時間、一年について百五十時間とするものとすること。

- (三) (二)以外の事業に従事する満十八歳以上の女子についての時間外及び休日労働の制限を廃止するものとすること。これに伴い、労働大臣は、時間外及び休日労働協定により延長することができるよう、時間外及び休日労働協定が適正に締結されるべき労働時間等に関する指針を定めることができるものとすること。

二 女子の深夜業

現在深夜業が認められている満十八歳以上の女子のほか、次の各号に該当する満十八歳以上の女子について、深夜業を認めるものとすること。

- (一) 労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者又は専門的な知識若しくは技術を必要とする業務に従事する者で、労働省令で定めるもの

- (二) 腐敗しやすい物の製造又は加工の業務等その性質上深夜業が必要とされる労働省令で定める業務（一日の労働時間が労働省令で定める時間以内であるものに限る。）に従事する者
- (三) 本人から申出のあつた者（労働省令で定める事業に従事する者に限る。）であつて、その申出に基づき、労働省令で定めることにより、使用者が行政官庁の許可を受けたもの

三 坑内労働

臨時の必要のため坑内で行われる業務であつて労働省令で定めるものに従事する満十八歳以上の女子（労働省令で定める妊娠を除く。）について、坑内労働を認めるものとすること。

四 妊産婦等に係る危険有害業務の就業制限

○時間) の一部緩和で存続。

事務職・一般職 現行規定の廃止（労働省が指導指針）

管理職・専門・技術職

食品製造、加工その他労働省令で定める短時間労働者

現行規定の廃止

本人の申し出、使用者が行政官庁の許可を受ける

現行規定（女子労働全面禁止）の一部職種廃止したこと。

女子労働の就業制限（現行法）を妊娠のみとし、制限をとりは

(一) 使用者は、妊娠婦（妊娠中の女子及び産後一年を経過しない女子をいう。以下同じ。）を、重量物を取り扱う業務、有害なガスを発散する場所における業務その他妊娠婦の妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせてはならないものとすること。

(二) (一)の業務のうち女子の妊娠又は出産に係る機能に有害である業務については、妊娠婦以外の女子についても就業を制限するものとすること。

(三) (一)及び(二)の業務の範囲並びに当該業務に就かせてはならない妊娠婦等の範囲は、労働省令で定めるものとすること。

五 産前産後休業等

(一) 多胎妊娠の場合の産前休業の期間を十週間とするものとすること。

(二) 産後休業の期間を八週間（うち強制六週間）とするものとすること。

(三) 使用者は、妊娠婦が請求した場合においては、時間外労働、休日労働又は深夜業をさせてはならないものとすること。

六 生理日の就業禁止

使用者は、生理日の就業が著しく困難な女子が請求したときは、その者を就業させてはならないものとすること。

七 帰郷旅費

満十八歳以上の女子については、廃止すること。

八 その他

第六章（女子及び年少者）の規定中女子に関する規定を第六章の二（女子）として独立させることその他所要の整備を行うものとすること。

らつたこと。

妊娠中・産後一年の女子—禁止

妊娠・出産に係る機能に有害である業務—就業制限（労働省令で定める）

生理休暇制度の廃止
生理日の就業が著しく困難なもののみに限定。

政 府 要 約 (案)

問 題 点

第三

附則

一 施行期日

この法律は、昭和六十一年四月一日から施行するものとすること。

二 地方に置かれる審議会の統合

委員会の設置に伴い、都道府県労働局が設置される際に、地方労働基準審議会及び地方職業安定審議会を統合して地方労働審議会とするものとすること。

三 その他

その他労働省設置法等の一部改正等所要の措置を講ずるものとすること。

一九八四・三

地方税法等の一部を改正する法律案 に対する修正案の提案理由説明及び 修正案要綱

日本社会党・護憲共同
公明党・国民会議

私は、提案者を代表し、ただいま議題となりました「地方税法等の一部を改正する法律案に対する修正案」について、提案理由及び概要を申し上げます。

所得税はもとより、それ以上に過重な負担となつてゐる個人住民税については、全野党こそつて大幅減税を主張してまいりました。この結果、昭和五十九年度において、約三一〇〇億円の個人住民税減税が行われることとなりました。当初の要求に比べれば、決して満足し得るものではありませんが、一定の成果としてこれを受けとめ、今後も住民負担の軽減に向けて努力する決意であることを、ここ

にまず明らかにしておきたいと存じます。

さて、ここ数年、地方税制改正に強く求められることは、住民負担の軽減はもとよ

り、個人、法人を問わず様々な非課税措置等特例措置を改廃し、税負担の公平をはかる一方、法人課税の適正化により安定的な租税收入を確保することとなります。

その二つは、課税方式についてであります。が、現行の所得課税及び外形標準課税の併用方式とすることといたしております。

その三つは、外形標準でありますが、所得、給与、利子及び賃貸料を外形標準といたしております。

その四つは、税率であります。現行の所得課税による収税額は、基本的に確保する考えから、所得課税については、現行税率の二分の一とし、外形標準課税については、百分の二といたしております。

地方税制改正の今日的課題とは、およそ程遠い逆の内容に終始しております。

われわれは、地方税収入の安定的確保をかかるためには、法人課税について抜本的な改革を行うことが不可欠であり、そのためには、まず第一に法人事業税の課税の在り方にについて、これを外形標準課税に転換する必要があると考えます。これが本修正案を提案した理由であります。

次に、修正案の概要をご説明申し上げます。

その一つは、対象法人についてであります。資本等の金額が一億円以上の法人で普通法人を対象として、外形標準課税を行うこととし、その際、現行の収入金額を課税標準とする法について、除外することといたしております。

この二つは、課税方式についてであります。が、現行の所得課税及び外形標準課税の併用方式とすることといたしております。

その三つは、外形標準でありますが、所得、給与、利子及び賃貸料を外形標準といたしてあります。

これに対し、市町村における減収補てん財源については全く放置したまま、地方への法人課税の配分割合を低下させる一方、個人住民税においては、最低税率の引上げ、付加制限率の引下げによつて低所得者軽視、高額所得者優遇を強めるなど、今回の政府改正案は、

その五つは、実施時期及び経過措置であります。昭和六〇年度から実施することとし、以後二年間の経過措置を設け、激変緩和の措置を講じております。

以上が本修正案の提案理由及び概要であります。法人事業税における外形標準課税の導入は、全国知事会等からも長年要望されていましたことであり、また法人課税の在り方においても大きな転換をもたらすものであります。その意味で、本修正案は、極めて重要且つ緊急の課題と信ずるものであります。

何卒、慎重審議のうえ、速かにご可決あらんことをお願い申し上げます。

所得課税及び外形標準課税の併用方式とす。

2. 外形標準課税については、百分の一・七とする。

三、外形標準

左記に掲げるものを外形標準とする。

1. 所得

2. 給与

3. 利子

4. 賃貸料

四、税率

1. 所得課税については、現行税率の二分の一とする。

一九八四・四・九

五、実施時期及び経過措置

1. 昭和六〇年度から実施する。

現行税率の六分の五、外形標準課税については税率の三分の一とし、次の一年間は、所得課税については現行税率の六分の四、外形標準課税については税率の三分の一とする。

地方税法等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

日本社会党

地方税の安定的確保に資するため、法人事業税において、左記のとおり外形標準課税を導入する。

法人事業税における外形標準課税の導入

一、対象法人

資本等の金額が一億円以上の法人で普通法人（現行の収入金額を課税標準とする法人を除く。）を対象とする。

二、課税方式

地方債運営に関する申し入れ

地方財政の安定的かつ計画的運営は、国民の日常生活に深くかかわっているがゆえ、極めて大きな課題であります。なかでも地方債の計画的運営は、欠かせない要素であり、そのため、自治体の財政自主権を保障しつつ発行手続きを円滑化し、十分な資金を保障することとは、政府に課せられた義務であります。

しかるに政府は、自治体職員の給与水準を許可基準とし、自治体の自主的な財政運営に不当な介入をはかつています。高い給与水準の自治体について、直ちにこれを富裕な自治体とみなし、地方債の発行許可権をたてに資金削減を行うことは、起債許可権の乱用であり、自主財政権を侵害するものであります。

同時に、起債申請を給与水準の観点のみをもつて保留することは、計画的かつ安定的財政

運営を損うばかりか、国民経済上からも効率性を低下させるものといわなければなりません。

この際、政府は、地方債発行は、自治体の自主財政権の基本をなすものであることに深く留意し、当面、左記の事項を遵守すべきであります。

記

一、地方債の許可にあたっては、自治体の給与水準を基準とするなど、従来の許可方針、

運用の変更は行わないこと。

二、国庫補助事業を優先し、一般単独事業を軽視する態度を改め、自治体の起債申請を尊重すること。

三、都道府県に対する枠配分を拡大し、府県および市町村の財政需要の実態に即した地

方債運営をはかること。

四、申請から許可にいたる手続きおよび期間を簡素短縮化し、自治体の計画的財政運営を保障すること。

一九八四年四月九日

自治大臣
田川誠一殿

一九八四年四月一〇

日米農産物交渉妥結に関する申し入れ

日米農産物交渉で、わが党のたび重なる厳重な申し入れにもかかわらず農民の要求を無視してアメリカ側の強引な要求に屈し、牛肉オレンジの大幅輸入枠拡大等を容認したことは断じて認めるることはできない。これは農民の生産意欲を失わせ、わが国農業に重大な危機をもたらすことは必至である。

この一連の経過は中曾根・レーガン両政権がその延命策のために、わが国農業を犠牲にしての政治決着であり、この責任はあげて自民党・政府にある。

とくに高級牛肉の輸入枠拡大は、これまでの豪州輸入量を圧縮することになり、今後の豪州との交渉いかんによつては国内牛肉の大幅減產を強いられることになる。また、オレンジ、同ジュースの大幅輸入枠拡大、グレープフルーツジュースの三年後の自由化は、価格低迷、過剰生産傾向のなかで大幅な減反を強いられている生産農民に一層の犠牲を強いることになる。しかもこの輸入枠の拡大は、関係農民に致命的な打撃を与えるだけでなく、

他の農産物への直接、間接の悪影響を及ぼす

ことは必至であり、日本農業全体の縮小合理化政策を加速させ、わが国農業を根本から崩壊させることになる。

なお、消費者にとつても輸入枠拡大によつて安価なものを供給することにはならず、逆に残留毒性食品の増加などが懸念される。

わが党は、今回の日米農産物交渉の妥結に強く抗議するとともに、今後「つかみ金的」な場当たり措置で当面を糊塗することはなく、日本農業再建、食糧自給率向上のため抜本的対策を確立すべきである。

右、申し入れる。

一九八四年四月十日

日本社会党中央執行委員長
石橋政嗣
農産物自由化反対特別委員長
安井吉典

農林水産大臣
山村新治郎殿

中曾根首相の靖国神社春季例大祭参拝の中止を求める申し入れ

右、申し入れる。

一九八四年四月一二日

中曾根首相は、四月二十一日からはじまる靖国神社の春季例大祭に参拝する予定であると伝えられる。しかし、これには左に記すよう大きな問題があるため、わが党としては強く反対であり、首相は参拝をとりやめるよう、要請する。

記

一、靖国神社は英靈を祭神とし、神道の儀式

によつて合祀する宗教団体であり、天皇をはじめ内閣総理大臣その他の國の機関が公式に靖国神社に参拝することは、憲法第二十条第三項に明確に違反する。中曾根首相はこれまで靖国参拝に際し「内閣総理大臣中曾根康弘」と記帳しながら、玉串料を私費から支出して、私的参拝だと主張してきた。しかしこのような方式による参拝は、公式参拝に道をひらくものである。

一、靖国神社は、もともと天皇の名によつて戦争に送り出され、死んだ人たちを英靈と

して合祀するために建てられたもので、敗戦までは陸海軍が管理する軍の宗教施設であった。敗戦前、國は国民に、靖国神社に合祀され天皇に参拝してもらうことが最高の名誉だと思わせ、国民を戦場に赴かせるための精神的なよりどころとして靖国神社を利用した。

中曾根首相の参拝は、かつての侵略戦争に対する反省がないことを示している。

一、自民党は、明十三日、首相、閣僚の公式参拝を合憲とする見解を正式決定する方針であると伝えられる。

その内容は、①國の機関が靖国神社に参拝する際、玉串料等を公費で負担しても、それは靖国神社に対する財政援助を目的とするものではないから憲法八十九条に違反しない、②内閣総理大臣と記帳しての参拝は、公人としての公的参拝とうけとめることができる——といふものである。

しかし、玉串料等の公費負担が憲法違反

であることは明白な事実であり、政府は、このような自民党の見解を決して採り入れるべきではない。

日本社会党・護憲共同
靖国神社問題特別委員会

内閣総理大臣
中曾根 康 弘 殿

「日本原子力船研究開発事業団の解散に関する法律案」の提案にあたつて、法案要綱及び法律案

日本社会党政政策審議会
科学技術政策委員会
科学技術部会

原船事業団解散法案要綱

第一 原船事業団の解散

原船事業団は、この法律が成立し次第（公布の日に）解散する。

第二 清算人の任命

主務大臣（内閣総理大臣及び運輸大臣）は、事業団が解散するとともに、原則として解散前の事業団の役員のうちから清算人を任命する。

第三 清算事務の監督

(1) 清算人は、事業団の財産の現況を調査して財産目録及び貸借対照表を作成し、主務大臣に提出してその承認を受けねばならぬ。

(2) 清算人は、主務大臣の定める清算計画に従つて清算を行わねばならない。

(3) 主務大臣は、清算人に對し、清算に関し

む原子力船の開発業務が押し込まれ、またそれらの業務運営は、原子力安全委員会等の議決ぬきに運輸大臣等が決める事となる。このように巨額な国税の浪費を伴う危険な猪突猛進を、国民が是認するはずはない。したがつて社会党は国民の声を代表して、次のような対決法案を作成し、本日、国会に提案した次第である。

二〇年も前（一九六四年三月一六日）に基
本設計が着手された原子力船「むつ」は、單
に遮蔽装置だけでなく、原子炉本体に重大な
欠陥があり、これ以上の糊塗策をつみ重ねる
ことは、莫大な浪費の拡大になるばかりでな
く、危険もあるから、「廃船」にすべきで
ある、という日本社会党の十年來の主張の正
しさは、いよいよ多くの国民の共鳴を得ると
ころとなり、自民党的科学技術部会も「廃船
を主張するにいたつている。
事業団法は、原船
にもかかわらず政府と科学技術庁は、原船
事業団法が期限切れになる来年三月末日以降
も、原船事業団を日本原子力研究所に統合す
ることによって、そのまま存置させ、しゃに
むに新しい定係港をつくり、出力上昇試験、

試運転を強行するために、「日本原子力研究
法の一部を改正する法律案」を作成し、上程
してきた。他方、具体的な計画は八月まで決
めないままという無責任さである。
そもそも平和利用の商業原子力船は、港が
結氷する国の砕氷船を別として、遠い将来に
わたり実現性のないことが国際的にも明らか
になつてゐる現在、「むつ」の出力上昇試験
等によつてデータを得ることにそれほどこだ
わるのは、そのデータを基にして原子力戦艦
(潜水艦等)を建造する意図をもつものと判
断するほかはない。

しかも政府提出の法案によると、本来原子
力の基礎研究を任務とすべき原子力研究所に、

まったくそぐわない船員の養成訓練等まで含

て必要な事項を命ずることができる。

第四 原子力船に関する措置

清算人は、設置されている原子炉が「むつ」船内において運転されることがないようにするための必要な措置をとらなくてはならない。

第五 再就職の援助等

国は、事業団の職員の再就職、職業と生活の安定に責任を負うものとする。
注 なお第四の措置としては、次のような方法が考えられる。

- (1) 原子炉を撤去し、日本原子力研究所に移す。船は運輸省や商船大学等で利用する。購入者は、補助エンジンを増強して利用することもできる。
- (2) 燃料棒のみを取り外し、廃炉として、船は同様に別途利用する。
- (3) 制御棒駆動用モーターを取り外すことなどによつて、事実上廃炉処分とし、船体から取外さぬまま全体を陸揚げして、「博物館」とし、管理する。

日本原子力船研究開発事業団の解散に関する法律案

(日本原子力船研究開発事業団の解散)

第一条 日本原子力船研究開発事業団（以下「事業団」といふ。）は、この法律の施行

の時において解散する。

(清算人の任命等)

第二条 主務大臣は、前条の規定により事業団が解散したときは、遅滞なく、解散前の事業団の役員のうちから清算人を任命しなければならない。

2. 主務大臣は、清算人が職務上の義務に違反したとき、その他その職務を適切に遂行していないと認めるときは、その清算人を解任することができる。

3. 清算人が欠けたときは、主務大臣が清算人を任命する。この場合においては、解散前の事業団の役員以外の者のうちからも任命することができる。

(清算人の代理権)
第三条 清算人は、事業団を代表する。

(清算事務の監督)
第四条 清算人は、就任の後、遅滞なく、事業団の財産の現況を調査して財産目録及び貸借対照表を作成し、主務大臣に提出してその承認を受けなければならない。

2. 清算人は、主務大臣の定める清算計画に従つて清算を行わなければならない。

3. 主務大臣は、必要があると認めるときは、清算人に對し、清算に關して必要な事項を命ずることができる。
(清算行為の特則)

第五条 清算人が次の行為をしようとするときは、主務大臣の認可を得なければならぬ。

い。

一 事業団の財産の処分

二 訴えの提起

三 和解契約又は仲裁契約の締結

四 権利又は利益の放棄

2. 主務大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(剩余財産の帰属)

第六条 清算人が附則第三条の規定によりなぞの効力を有することとされる旧日本原子力船研究開発事業団法（昭和三十八年法律第百号）第三十七条规定第一項及び第二項の規定により残余財産を分配した後において、

なお剰余を生じたときは、その剰余財産は、国庫に帰属する。

(決算書類提出の義務)

第七条 清算事務が終わつたときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作成し、主務大臣に提出してその承認を受けなければならない。
2. 前項の決算報告書には、清算に關する重要な書類、事業団の帳簿及びその業務に關する重要な書類を添付しなければならない。

ついて準用する。

(民法の準用)

第八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)

第七十三条及び第七十八条から第八十一条までの規定は、事業団の清算について準用する。

(原子力船に関する措置)

第九条 清算人(破産した場合には、破産管

財人)は、旧日本原子力船研究開発事業団法第二十三条第一項第二号の規定により建造された原子力船について、これに設置されている原子炉が当該船舶において運転されることがないようにするため必要な措置をとらなければならない。

(主務大臣)

第十条 この法律において主務大臣は、内閣総理大臣及び運輸大臣とする。

(罰則)

第十一條 次の各号の一に該当する場合には、

その違反行為をした事業団の清算人は、十
万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により主務大臣の認可

又は承認を受けなければならない場合に
おいて、その認可又は承認を受けなかつ
たとき。

二 第四条第三項の規定による主務大臣の
命令に違反したとき。

三 附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる旧日本原子力船研

究開発事業団法第三十七条第一項の規定に違反して、残余財産を分配せず、又は同項若しくは同条第二項の規定に違反して、残余財産について、出資額に応じない分配をし、若しくは出資額を超える分配をしたとき。

四 第八条において準用する民法第七十九

条第一項又は同法第八十一条第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

五 第八条において準用する民法第八十一
条第一項の規定に違反して、破産宣言の請求を怠つたとき。

六 第二十四条第二項中「日本原子力船研

究開発事業団」を削る。

(所得税法の一部改正)

第七条 所得税法(昭和四十年法律第三十三
号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中日本原子力船研究
開発事業団の項を削る。

(法人税法の一部改正)

第八条 法人税法(昭和四十年法律第三十四
号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中日本原子力船研究
開発事業団の項を削る。

(地方税法の一部改正)

第九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百
二十六号)の一部を次のように改正する。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(再就職の援助等)

第五条 国は、事業団の職員の再就職の援助その他その職員の職業及び生活の安定を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第六条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「日本原子力船研
究開発事業団」を削る。

(所得税法の一部改正)

第七条 所得税法(昭和四十年法律第三十三
号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中日本原子力船研究
開発事業団の項を削る。

(法人税法の一部改正)

第八条 法人税法(昭和四十年法律第三十四
号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中日本原子力船研究
開発事業団の項を削る。

(地方税法の一部改正)

第九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百
二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第七号中「日本原子力船研究開発事業団」を削る。
(地方財政再建促進特別措置法等の一部改正に伴う経過措置)

第十条 改正前の地方財政再建促進特別措置法第二十四条第二項の規定、所得税法別表第一第一号の表、法人税法別表第二第一号の表及び地方税法第七十二条の五第一項第七号の規定は、清算中の事業団については、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(科学技術庁設置法の一部改正)

第十一 条 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改定する。

第九条第七号中「動力炉・核燃料開発事業団及び日本原子力船研究開発事業団」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)

第十二条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第一百五十七号)の一部を次のように改定する。

第四条第一項中第十六号の三を削り、第十六号の三の二を第十六号の三とする。

第二十四条中第三号の二を削り、第三号の三を第三号の二とする。

(国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正)

第十三条 国家行政組織法の一部を改正する

法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(昭和五十八年法律第七十八号)の一部を次のように改定する。

第十六条のうち第四条の改正規定のうち同条第三十号中「日本原子力船研究開発事業団」を削る。

第一百三十条のうち第三条の次に一条を加

一九八四・四・二〇

外国人登録法の一部を改正する法律案 提案趣旨説明、改正案要綱及び法律案

日本社会党

外国人登録法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

現在、わが国には約八十万人の在日外国人が生活しておりますが、そのうち、敗戦前、日本政府の植民地政策により渡航してきたものおよびその子孫がほとんどであり、この人たちは現在、日本に生活の基盤を持ち在留しております。また指紋押をつ制度は、その人

我が国における原子力船の研究及び開発の現状にかんがみ、日本原子力船研究開発事業団を解散するとともに、その清算手続及び剩余財産の帰属並びにその建造に係る原子力船に関する措置について定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

える改正規定のうち第三条の二第一項第百六十五号中「日本原子力船研究開発事業団」を削る。

理由

権を侵害し、人格を無視すること著しいものがあります。

そのため、これらの点について法改正を求める切実な訴えが、当事者である在日外国人より、なされているのであります。

そこで、外国人登録法に所要の改正をするものであります。その要点は、次のとおりであります。

第一に、在日外国人に課せられている指紋の押なつ制度を廃止することとしております。

第二に、外国人登録証明書の常時携帯義務を廃止することとしております。

第三に、登録証明書の切替交付制度については、新規登録の日に二十歳未満であった者を除き、廃止することとしております。

第四に、外国人登録原票の登録事項のうち、「職業」および「勤務所又は事務所の名称及び所在地」を削除し、かつ当該事項の変更登録制度を廃止することとしております。

第五に、現行法で十六歳に満たない者に免除している各事項を、二十歳に満たない者に免除するよう改めることとしております。

第六は、本法違反についての罰則をすべて廃止し、過料に処することとしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

第三 登録証明書の切替交付制度の廃止（新規登録時に二十歳未満であった者を除く）
(以上第十三条関係)

一九八四・四・一二

外国人登録法改正案要綱

第一 指紋の押なつ制度の廃止。

新規登録（第三条）、登録証明書の引替交付（第六条）、登録証明書の再交付（第七条）、登録証明書の切替交付（第十一条）

に際して、外国人に課せられていてる指紋押なつ制度を廃止するものとすること。

代理人が申請する場合（第十五条第二項）における本人についても同様とするものとすること。

第四 外国人登録原票の登録事項の削減。
登録原票の登録事項のうち左の事項を削除し、かつ当該事項の変更登録制度を廃止するものとすること。

① 第四条第一項より、左の各号を削除すること。

る。

九 職業

十九 勤務所又は事務所の名称及び所在地

（第四条関係）

② 第十三条第一項本文中、「常にこれを携帯していかなければならない。」を削除し、登録証明書の受領を義務づけるにとどめるものとすること。

また同項ただし書きを削除するものとす

ること。

② 登録証明書の提示義務については、常時携帯を前提としない制度に改めるもの

第二 登録証明書の常時携帯義務制度の廃止。

① 第十三条第一項本文中、「常にこれを

持つていかなければならない。」を削除し、登録証明書の受領を義務づけるにとどめるものとすること。

第五 各種義務年齢の二十歳への引き上げ。

現行法で十六歳に満たない者に免除している各事項を二十歳に満たない者に免除するよう改めること。

① 新規登録に際しての写真提出。

② 引替交付に際しての写真提出。

③ 再交付に際しての写真提出。

④ 本人出頭義務。

第六 罰則の廃止。

罰則をすべて廃止し、十万円以下又は五

万円以下の過料に処すること。

(第十八条、第十八条の二、

第十九条関係)

外国人登録法の一部を改正する法律案

外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十

五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「十六歳」を「二十歳」に

改める。

第四条第一項第九号を次のように改める。

九 削除

第四条第一項第十九号を次のように改める。

十九 削除

第六条第二項中「十六歳」を「二十歳」に改め、同条第六項中「携帯する」を「所持す

る」に改める。

第七条第二項中「十六歳」を「二十歳」に改める。

第八条の二第二号中「第十一條第四項」を

「第十一条第三項」に改める。

第九条第一項中「第九号」を削り、「

第十五号又は第十九号」を「又は第十五号」に改める。

第十一條第一項を次のように改める。

第三条第一項の申請をした日において二

十歳未満であった外国人は、二十歳に達し

た日から三十日以内に、その居住地の市町

村の長に対し、次に掲げる書類及び写真に

その登録証明書を添えて提出し、登録証明

書の切替交付を申請しなければならない。

ただし、当該期間内に第六条第一項又は第

七条第一項の申請を行つたときは、この限

りでない。

一 登録証明書交付申請書一通

二 旅券

三 写真二葉

第十一條第二項を削り、同条第三項中「前

二項の申請に基づく確認をしたときは」を「前

項の申請があつたときは」に改め、同項を同条

第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、

同条第五項から第八項までの規定中「第三項」を「第二項」に改め、これらの項を一項ずつ

繰り上げ、同条第九項を削る。

第十三条の見出し中「携帯」を削り、同

条第一項中「受領し、常にこれを携帯してい

なければならない」を「受領しなければなら

ない」に改め、同項ただし書を削り、同条第

二項を次のように改める。

2. 入国審査官、入国警備官（入管法に定め

る入国警備官をいう。）、警察官、海上保

安官、鉄道公安職員その他法務省令で定め

る国又は地方公共団体の職員は、その職務

の執行に当たり必要があると認めるときは、

外国人に対し、政令で定めるところにより、

その所持する登録証明書を提示すべきこと

を命ずることができる。ただし、二十歳に

満たない外国人については、この限りでな

い。

第十三條第三項中「提示を求める」を「提

示すべきことを命ずる」に改める。

第十四条を次のように改める。

第十五条第一項中「登録証明書の受領、

提出若しくは返納（第十一條第五項の規定に

よるものに限る。）又は指紋の押なつ」を

「又は登録証明書の受領、提出若しくは返納

（第十一條第四項の規定によるものに限る。）に改め、同条第二項中「十六歳」を「二十歳」

に、「第十一條第八項」を「第十一條第七項」

に改める。

第十五条の二第一項中「第十一条第一項若しくは第二項」を「第十一条第一項」に改める。

第十八条第一項中「一年以下の懲役若しくは禁錮又は二十万円以下の罰金」を「十万円以下の過料」に改め、同項第一号及び第二号

中「又は第十一條第一項若しくは第二項」を「若しくは第二項又は第十一條第一項」に改め、同項第三号中「第十一條第一項若しくは第二項」を「第十一條第一項」に改め、同項

第五号中「若しくは第十条の二第二項」を「第十条の二第二項若しくは第十三条第二項」に改め、同号中「提出を含む。」の下に「若

しくは提示」を加え、同項第七号及び第八号を削り、同項第九号を同項第八号とし、同項第十号を同項第九号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 第七条第七項、第十一条第四項若しくは第七項又は第十二条第一項若しくは第二項の規定に違反した者

第十八条第二項及び第十八条の二を削る。

第十九条中「第十一條第一項若しくは第二項」を「第十一條第一項」に、「第十一條第五項若しくは第八項」を「第十一條第四項若しくは第七項」に改める。

附 則

(施行期日)

1. この法律は、昭和五十九年十月一日から

施行する。

(経過措置)

2. この法律の施行の日前にこの法律による改正前の外国人登録法第三条第一項、第六条第一項又は第七条第一項の申請をした者

でこの法律の施行の際当該申請に係る登録証明書の交付又は再交付を受けていないもの

の登録証明書の受領については、なお従前の例による。

3. この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる登録証明書の受領に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4. 外国人登録法の一部を改正する法律の一部改正

(外国人登録法の一部を改正することとされる登録証明書の受領に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5. 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

項又は第六項」を「附則第二項、第三項又は前項」に改め、同項を附則第五項とし、附則第八項を附則第六項とする。
(出入国管理及び難民認定法の一部改正)
5. 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項ただし書を削る。

第二十三条第四項中「第一項本文」を「第一項」に、「十六歳」を「二十歳」に改める。

第二十四条第四号ハ、ニ及びホ並びに同号ヘを次のように改める。

ハからヘまで 削除
第二十四条第四号リ及び同号ヨ中「ヘ」を「ト」に改める。

(出入国管理及び難民認定法の一部改正に伴う経過措置)

6. この法律の施行前に、前項の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法（次項において「旧入管法」という。）第二十四条第四号ヘに該当した者に対する同条の適用については、なお従前の例による。

7. この法律の施行前にした旧入管法第二十三条第一項に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

外国人登録制度の合理化を図るため、登録証明書の常時携帯義務及び指紋の押なつ制度の廃止等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

編集後記

沈丁花と桜の花が一緒に咲く春が過ぎました。そして五月になつても、肌寒い風が吹き、このまま梅雨になつてしまふのかと心配されます。

遅れにおくれた新芽が一気にふき出し、成長したためか、春に動く大きさを虫が余りみられず、小さい虫が新芽に密集しています。農薬もまかずこれだけ虫が少ないということは何か、異様な気がします。早く正常な気候がもどりますように。

(K)

委員長	嶋崎 譲
編集委員	細谷治嘉 佐藤觀樹
	武部文 岩島喜兵衛
	島田琢郎 野坂浩賢
	矢田部 浜本万三
	藤田高敏 岩垂寿喜男
	沖崎利夫 小林高摩三
会計監査	竹田永英 大木正吾
兼事務局長	中村四郎 久保亘次
	清水茂 久保良博
会計監査	岡田利春 森井忠良
片山甚市	渡辺隆博
館林千里	遠藤英郎
井上普方	大木正吾

「政策資料」購読料のお知らせ

お詫びと訂正
本号(一一三号) 20ページ2(2)中、「回漕」を「回送」に、及び23行目「数量、割当、」とあるのを「割当の数量」と訂正いたしました。

定価	一部	三〇〇円
送料	一部	五〇円
年間購読料	四二〇〇円(前納)	
郵便振替	東京8180821	ご送金は左記へお願ひいたします

普通	203888	又は
大和銀行	衆議院支店	

日本社会党政策審議会



昭和50年10月9日第三種郵便物認可

1984年6月1日発行

政策資料第213号

毎月1回1日発行

編集人 政策資料編集委員会

発行人 鳴崎譲

発行 日本社会党政策審議会

〒100

東京都千代田区永田町2-2 衆議院第一議員会館
電話 東京03(581)5111 内線3880~4

定価300円 (送料 50円)
